

平成 25 年 12 月 9 日開会

第 4 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
12月 9日(月)	
議長開会の挨拶	5
町長提案理由の説明	7
12月 10日(火)	
休会	
12月 11日(水)	
休会	
12月 12日(木)	
一般質問	
・ 8 番議員	25
教育行政について	
・ 11 番議員	31
産業を維持し、未来にいかせる施策について	
防止意識向上、啓発のための課題について	
医療体制のソフト面について	
・ 13 番議員	49
町有地・町有施設を使った売電事業化の考えはないのか	
ウミガメ保護について	
・ 7 番議員	53
産業振興	
教育委員会の取り組み	

平成 25 年 12 月 3 日 美波町議会第 4 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

1 番	中川	尚毅	2 番	江本	昇	3 番	影山	美雄
4 番	川尻	竹藏	5 番	永本	善次郎	6 番	丸龍	孝敏
7 番	北山	朝彦	8 番	向山	篤宏	9 番	岩瀬	公
10 番	坂口	進	11 番	寺下	博子	12 番	新開	悦博
13 番	舛田	邦人	14 番	松本	晋児			

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

1 番	中川	尚毅	2 番	江本	昇	3 番	影山	美雄
4 番	川尻	竹藏	5 番	永本	善次郎	6 番	丸龍	孝敏
7 番	北山	朝彦	8 番	向山	篤宏	9 番	岩瀬	公
10 番	坂口	進	11 番	寺下	博子	12 番	新開	悦博
13 番	舛田	邦人	14 番	松本	晋児			

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支所長・地域振興室長	今津 秀貴
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	礪野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	小坂 進	消防防災課長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教 育 次 長	海司 広幸	学校教育課長	武田 和幸
社会教育課長	鶴木 敏夫	教育委員長	原田 村美
監 査 委 員	青木 昭夫		

1. 会議事件は次のとおりである。

【町道路線認定議案】1件

議案第 69 号 町道路線の認定について

【条例議案】2件

議案第 70 号 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（条例第 32 号）

議案第 71 号 美波町地域の元気交付金基金条例の制定について（条例第 33 号）

【補正予算議案】5件

議案第 72 号 平成 25 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 73 号 平成 25 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 74 号 平成 25 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算
（第 1 号）

議案第 75 号 平成 25 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 76 号 平成 25 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

【人事議案】1件

議案第 77 号 美波町監査委員の選任について

【追加議案】1件

議案第 78 号 財産の取得（水源涵養保安林）

平成 25 年 12 月 9 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議

長 おはようございます。本日、平成 25 年第 4 回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご出席下さいましてありがとうございます。

ただ今の出席議員は 14 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年第 4 回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。9 月 24 日四国四県町村長・議長大会が高知市で開催され議長が出席しました。9 月 24 日議会広報特別委員会を開催しました。9 月 30 日・10 月 1 日東京都で開催された議会広報研修会に議会広報特別委員会の委員 5 名が参加しました。10 月 11 日・16 日議会広報特別委員会を開催しました。10 月 18 日海部郡議長会が、徳島県議会議長に海部地区の現在の議員定数 2 人を堅持するよう陳情しました。10 月 21 日防災対策特別委員会を開催しました。10 月 15 日福岡県那珂川町議会が行政視察に来町しました。10 月 28 日議会広報特別委員会を開催しました。10 月 30 日総務産業建設委員会を開催しました。11 月 5 日・6 日四国地区町村議会研修会が愛媛県松前町において開催され議員 4 名が参加しました。11 月 13 日から 15 日東京都で第 57 回議長大会及び徳島県町村議会議長会の視察研修に議長が参加しました。11 月 26 日日和佐中学生による中学生議会が行われました。11 月 28 日鳥取県智頭町議会が行政視察に来町しました。11 月 29 日議会運営委員会及び病院事業特別委員会、防災対策特別委員会を開催しました。11 月 29 日海部郡・安芸郡議長連合会が、徳島県知事・徳島県議会議長に阿南安芸地域高規格道路早期完成、一般国道 55 号整備促進の要望活動及び要望書を提出してきました。12 月 3 日第 4 回定例会の日程等について議会運営委員会及び、防災対策特別委員会を開催しました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

小休します。

（時に 9 時 05 分）

（小休中）

（時に 9 時 05 分）

議

長 再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議

員は、会議規則第 115 条の規定により、議長において指名いたします。14 番松本議員、1 番中川議員、両名を指名いたします。

日程第 2 会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る 12 月 3 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

議会運営委員

1 2 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。11 月 29 日及び 12 月 3 日議会運営委員会を開催いたしました。初めに、11 月 29 日委員 7 名出席のもと、議会運営委員会で審議を行った結果を報告します。9 月 5 日の議会運営委員会で委員より提案がありました。各委員会の開催日等を町内放送設備を使って住民に周知することについて協議の結果、各委員会の開催日は放送では行なわないと決定いたしました。

次に 12 月 3 日、委員 7 名出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席のもと、平成 25 年美波町議会第 4 回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果、会期は本日 12 月 9 日より 12 月 13 日までの 5 日間開催することに決定いたしました。なお、今回の議会運営委員会までに郵送等で提出されている、請願・陳情等については全議員に配布いたしました。なお一般質問の通告は本日の正午までといたしておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。以上、議会運営委員長報告を終わります。

議

長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 13 日までの 5 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は、本日から 12 月 13 日までの 5 日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 3 町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり、町道路線認定議案 1 件、条例議案 2 件、補正予算議案 5 件、人事議案 1、計 9 であります。これを一括して議題といたします。影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長 おはようございます。本日、美波町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、町道路線認定議案1件、条例議案2件、平成25年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案5件及び人事議案1件の計9議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第3回定例会以降の町政の動き、また、各課・室における事務事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、病院建設事業については、用地購入のための手続きである農地転用及び事業認定を11月18日に受け、開発行為の許可についても、県民局阿南庁舎において本日の午後、許可書を受け取りすることとなっております。このことから、用地購入に係る事前手続きはすべて完了し、現在用地関係者の方々との土地購入の交渉を進めているところであります。早ければ、今議会において追加提案させて頂く予定といたしておりますので、よろしくごお願い申し上げます。また、医療保健センター建設事業につきましては、基本設計業務の業者選定を公募型プロポーザル方式で行い、公募の結果、期限までに11者の応募があり、10月1日に提出書類による第1次審査を行い、5者を選定いたしました。その後、第1次審査通過者5者による公開ヒアリングを10月27日に美波町コミュニティホールで行い、最優秀者と優秀者を決定し、最優秀者である東京都の有設計室と11月18日に契約を締結いたしました。契約金額は19,950千円で、契約期間は平成26年3月25日までといたしております。現在、町内に住居を構えて頂き、病院及び保健福祉関係者などとのヒアリングの実施や、12月14日には住民ワークショップの開催なども計画しています。今後、周辺環境とも調和した医療のみならず保健・福祉サービスが受けられる総合的な施設として、また住民の方々にも親しんで頂ける施設として整備することといたしております。

旧赤松小学校の跡地利用については、現在、進入路及び解体工事の設計がほぼ完了し、今議会において土地購入費及び解体工事費を計上させて頂いております。旧赤松小学校跡地については、未耐震である校舎は解体し、体育館については空き家再生事業により耐震改修を行い、利活用を図ることといたしてお

りましたが、旧赤松小学校跡地が周辺施設も含めた防災基地的な活用が可能であることから、総合的な安全・防災基盤整備事業により体育館も解体し、平時は文化伝承施設及びコミュニティスペースとして活用できる施設として、現在の体育館と同規模程度の施設を新たに建設する予定といたしております。今後、平成 25 年度で進入路及び解体工事を発注し、平成 26 年度には新たな施設の設計及び建設を進めることといたしております。

日和佐地区において 7 月に運行を開始いたしております、デマンド型乗合タクシーの実証運行については、9 月 27 日に開催した地域公共交通会議において提案された運行区域の拡大について、手続きを行いまして 10 月 31 日から一部運行区域としていた西河内・奥潟地区を全域運行区域とし、深瀬地区も運行出来ることといたしております。現在の登録者数については 30 名で、利用延べ回数は約 30 回となっています。この、実証運行については来年 3 月まで行うことといたしておりますので、引き続き住民への周知を図るとともに、利用者の拡大に努めて参りたいと考えています。

次に、税務課関係では、地方税法第 48 条の規定による個人住民税の徴収移管について、平成 25 年 9 月 6 日付けで徳島県南部総合県民局長に徴収を引き受けていただいております。徴収移管者は 21 名で、移管金額は本税と督促手数料を合わせた総額が、3,123,800 円、移管期間は平成 26 年 2 月 28 日までとしております。

次に、保健福祉課関係では、「美波町子ども・子育て支援事業計画策定業務」にかかる選考委員会を設置し、企画・調査業務について、プロポーザル方式による業者選考を行った結果、「株式会社ぎょうせい」に決定し、11 月 1 日に 3,980 千円で契約し、履行期間を平成 25 年 11 月 5 日から平成 27 年 3 月 31 日までとしております。また、11 月 14 日には第 1 回「美波町子ども・子育て会議」を開催し、アンケート調査の実施及びスケジュール等について協議を行いました。今後は、12 月中に小学 6 年生以下の児童がいる世帯を対象としたアンケート調査を実施し、3 月に調査結果について県へ報告を行う予定といたしております。また、「第 1 回美波町健康づくり協議会」を 11 月 7 日に開催いたしました。協議会の委員には、町内医療機関の医師・学識経験者・町民団体の代表の方で構成し、高騰している医療費の適正化、地域福祉の充実・介護予防を推進するために、住民の健康づくりについて総合的かつ効果的な事業を審議・調整し

ていくことといたしました。今年度末には、来年度事業についてご審議をしていただくことといたしております。

次に、美波町国民健康保険医療費適正化事業として、美波町国民健康保険において、高額な医療費がかかった病気の原因が第1位の心臓病、第2位の脳卒中を予防するため、まず病気を知ることが大切であることから、「あなたの血管を守ろう！！」と題して、11月13日に由岐公民館で、11月27日には美波町コミュニティホールで講演会を開催いたしました。講師としてお招きした徳島大学地域脳神経外科診療部特任教授の影治照喜先生には「脳卒中の予防と治療、そして地域連携」について、徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合診療医学分野講師の河野光宏先生には「脳卒中のリハビリテーション - 急性期から在宅まで - 」と題してご講演をいただきました。影治先生が美波町出身ということもあり、沢山の住民の皆様にご参加をいただき、あらためて生活習慣病予防の重要性を感じていただいたものと思っております。

次に、美波町災害時要援護者対策については、要援護者名簿登録にあわせて、各地域での支援者づくりを進めておりますが、地震発災後、10分から12分で津波到達が予想される本町などでは1対1での支援、救援活動は大変難しい問題となっております。今回、徳島県と海部郡3町、那賀町において、各町1地区をモデル地区として指定し、まず集落全体における避難支援プランを考えていくことになりました。美波町では、大きな津波被害が予想されます東由岐地区をモデル地区として指定し、11月15日には東由岐自主防災会役員会において、説明をさせていただいたところでございます。今後は世帯の状況調査、指定地区でのワークショップを実施し、集落での助け方、災害時要援護者の抽出と必要な支援、支援できる者の抽出及び提供できる支援について協議していくこととしております。集落避難プラン作成ができれば、個別避難プラン作成に繋げ、モデル地区から他の地域へ展開ができればと考えております。なお、美波町は郡内等モデル地区のモデルとして、徳島県阿南高等専門学校のご支援をいただき進めてまいります。

次に、民生児童委員の一斉改選により、12月6日、美波町コミュニティホールにおきまして厚生労働大臣及び県知事からの委嘱状伝達式及び退任者への感謝状贈呈式を関係者ご臨席のもと開催いたしました。由岐地区では15名の内4名の方が、日和佐地区では24名の内9名の方が新たに委員として委嘱されまし

た。なお、委員の任期は平成 28 年 11 月 30 日までとなっています。

次に、産業振興課関係では、まず農業関係でございますが、農業の持続や振興を考えていく場合、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」が厳然と存在しており、5 年後、10 年後の将来展望を描けない地区が増えていると言われております。美波町におきましても、地域の農業が持続可能で活力あるものとするには、担い手の確保や育成、生産性を高められる農地の集積が必要であると考えられます。また、昨年からはまった青年就農給付金については、そのような取組を先取りしたのものとして給付が行われていることから、「人・農地プラン」を必ず策定する必要があります。こうしたことから、12 月に入って、新規就農者がいる西河内をかわきりに、久望・大戸・山河内・北河内・赤松・由岐と順次「集落討議」を進めてまいります。高齢者が頑張っている農地を守っている今、集落等で話し合っ、将来の農地を守るのが誰かをあらかじめ決めておこうとするのが「人・農地プラン」の趣旨や狙いでもあります。しかし、昨年度に実施したアンケートでの農地の受け手と出しているアンバランスな状況、次年度以降想定されている農地制度の見直し、「人・農地プラン」の可変柔軟性等を考慮して、「集落みんなが話し合う」というスタイルはとらず、実行組長・農業委員・認定農業者・新規就農者等に参集者を絞った話し合いにより原案を作成するスタイルを進めております。

次に、有害鳥獣対策については、平成 25 年 4 月頃より、町内各所でのハクビシンやタヌキに関する出没情報や自家菜園等の被害報告、相談等が頻繁に寄せられるようになっておりました。町としても、少し前から有害駆除対象生物として対応できるようにしてはありましたが、過日、檻等で捕獲した後の処分について猟友会と協議のうえ美波町有害鳥獣捕獲奨励金交付規則を一部改正し、殺処分を担って頂く猟友会の会員に対して、ハクビシンとタヌキそれぞれ一頭の処分に対し 2 千円の捕獲奨励金を交付することといたしました。なお、環境への適用能力が高いため、生息域の広がりが非常に速く、街中での住居や倉庫等建物の天井裏などで、ねぐらをもつ習性があります。今後は、空き家や倉庫等に住み着かせない対策も必要になると思われませんが、そのためには空き家所有者等の協力が重要となってまいります。当面は捕獲対策を行っていくこととなりますが、中には住民が餌付けしているに近い状態の場所も見受けられますの

で、指導等を行って参りたいと考えています。

また、課題解決先進市町村戦略交付金によりますジビエ活用プロジェクトについては、11月13日夜に「美波町捕獲鳥獣活用協議会」の設立会議を開催し、会則を決定し、役員を選任を行ったところであります。その後、総務産業建設委員会が企画した11月17日の視察に正副会長3名がバスに同乗し、高知県大豊町で開催された第2回四国ジビエグルメフェスタ及び民間獣肉処理施設の「猪鹿工房おおとよ」を視察致したところあります。今後は、役員会において今後の取組の方向性を協議しながら、命を粗末にしない獣肉の活用、都市部住民等を対象とした農山村体験、農林業体験などの事業を模索していく予定となっております。

次に、水産関係については、8月23日に設立された「とくしま海部水産物品品質確立協議会」は、統一した生き絞めの方法を用いて、又腹を裂かずに炭袋を除去して保存や流通を行う「冷凍アオリイカ」の出荷試験を開始するとともに、県漁連に販売協力を打診し、統一規格の冷凍アオリイカの本格出荷を目指す取組を行ってきました。直売としては、当初は食博への出展を計画しておりましたが、11月24日に実施されたとくしまマルシェに計画を変更して直売の試みを行っております。郡内複数の漁協で用意してもらった冷凍イカで、数量が60杯と少なかったのではありますが、開店1時間後には完売するという盛況でありました。また、水産多面的機能発揮対策交付金事業に取り組んでおります木岐まちづくり協議会が、木岐漁協の遊休水産倉庫を干物づくりやその体験場所として活用する改修工事が11月初旬に完成し、新たな拠点施設としての有効活用が進み始めております。まだ、完成から間がないこともあって試験的な利用の段階ではありますが、ここで加工した魚を漁協前に設置した冷風乾燥機で干物としたものが、11月23日に三好市池田町で行われた「うだつマルシェ」と24日の「とくしまマルシェ」で既に販売されており、地元小中学生を対象とした干物づくり教室についても計画が進められていると聞いております。

次に、商工・観光関係については、海部郡3町で組織する「南阿波よくばり体験推進協議会」が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度5月から9月までの間に、6校686人を受け入れております。9月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、9月10日から12日の京都市立洛風中学校27名を受け入れ、10月17日から18日には福山市立培遠中学校110名、11

月 1 日から 2 日には同志社国際中学校 128 名、11 月 13 日から 14 日には千葉県立勝浦若潮高校 68 名、11 月 14 日から 15 日には福山市立大成館中学校 154 名を受け入れました。今年度の予約状況は、12 月に 1 校 74 名、1 月に 1 校 48 名が訪れることになっております。また、来年度も仮予約を含めて、12 校 2,038 名の予約が入っております。当協議会は発足当初から牟岐町役場 3 階に事務所を設置しておりますが、施設の老朽化が激しく雨漏りが年々酷くなっており、対策として旧牟岐町小学校校舎への事務所移転を行うことが断続的に検討され、11 月 28 日の幹事会でその方向が確認されております。

「美波町観光協会」の活動として、徳島市木工会館で「まるごと美波町展」が 11 月 6 日から 18 日まで開催されました。1 階特設会場に、海産加工品・干物・燻製・木工品・石材加工品・手工芸品・菓子類・焼き肉のタレなどの特産品を並べ、展示販売を行いました。売れ切れ商品が続出するなど大盛況のうちに終了いたしました。また、期間中の 11 月 10 日には、日和佐町漁協・お山の大将・柏涛会・農協の直売グループなどが参加した産地直送市を開催し、こちらも大盛況でした。観光協会が準備した伊勢エビラーメンも人気で、約 50 食の売上げとなりました。木工会館からも好評価を頂き、すでに次回開催の協議も行っているとのこと。この他、「かめたろう」「かめじろう」は既に観光大使として活躍しておりますが、今般「かめさぶろう」を任命し、主に東京方面での PR を行うこととなりました。「かめさぶろう」に任命されたのは、サテライトオフィスとして美波町に事務所を構えて頂いた「たからのやま」副社長の本田正浩さんで、さっそく取材や出演依頼があり、12 月には東京でのイベントにも出演予定とのこと。「観光ボランティアガイド会日和佐」では、サイファー・テック吉田社長の紹介で、インテル株式会社・株式会社インターネットイニシアティブとスポンサー契約を結びました。無償でタブレット 3 台とインターネット回線の提供を受け、観光客に対して IT を活用した新しい観光ガイドを行います。全国的にも新しい取組であり、宣伝効果は大きいと思われれます。またシニアによる IT 活用という面からも注目されております。

「四国の右下」右上がり協議会関係では、11 月 16 日・17 日には、「四国の右下」右上がり協議会が主催する第 3 回食博覧会が JA あなん祭と同時開催の形で、阿南市桑野町の JA アグリあなんを会場に開催されました。3 年目を迎えた食博覧会では

「南阿波井」・「南阿波鍋」に続いて、本年は「南阿波スイーツ」を開発し、スイーツパラダイスと題して、南阿波自慢のスイーツを多くの方に堪能していただきました。井・鍋・スイーツの南阿波 3 点セットの販売、オープンカフェや野点コーナー、南阿波スイーツコンテスト等が開催され、地域鍋投票結果発表では美波町の伊勢エビ鍋が優勝しております。その他のイベントとしては、知事と浜内千波さんのクッキングショー・まぐろ解体と販売・日和佐太鼓・人形浄瑠璃・阿波踊り・キッズダンスパフォーマンスショー等多くのイベントが開催され、2 日間で 43,000 人もの大勢の方にご来場いただきました。来年はいよいよ日本各地のご当地井が集結する「全国井サミット」が美波町で開催されます。徳島県南部「四国の右下」を代表する「南阿波井」はもちろん、南阿波鍋・南阿波スイーツといった「南阿波グルメ」を全国に PR する機会として、関係者と共に準備を進めて行きたいと考えています。商工会関係では、美波町商工会としての第 1 回商工祭が昨日 12 月 8 日、薬王寺第三駐車場を会場に開催されました。会場となった薬王寺第三駐車場には、各種の販売テントが並び、本マグロの解体ショーなどステージイベントも話題を呼んでいましたが、同時開催された商工会青年部による「アオリイカペア釣り大会」も花を添えていました。

美波みなとまちづくり協議会では、今月中旬にうみがめ博物館カレッタ前にイルミネーションを設置し、クリスマスまで点灯する企画を進めていると聞いております。なお、様々な課題が山積する美波町にあって、今後の産業施策のあり方を考える場に関して、町長を座長とする「美波町産業関連施策検討懇話会」の第 1 回会合を 10 月 31 日に開催しております。参加を願った方は、美波町商工会会長・美波町観光協会会長・日和佐森林組合組合長・海部上灘漁業振興会会長・JA かいふ販売部長であります。異業種の団体の代表者による初めての会合ということで、出席者から各団体の置かれている状況や産業の動きなどについて報告をして頂いた後、意見交換を行い、可能な限り月 1 回程度の頻度でこうした場をつくっていくと共に、次回からは順次団体毎に現状と課題を掘り下げた説明を聞き、活性化策や振興策などについて業種の垣根を越えて一緒に考えていくという方向を確認致しました。町内異業種の交流機会という貴重な場であり、地道に取組を継続していきたいと考えております。

次に、支所における産業振興関係でございますが、水産関係

では、本町の漁業者をはじめ徳島大学・徳島県水産研究課、ならびに美波町で組織する「美波の海の恵み研究会」では、今年4月に収穫した素干し養殖ヒジキの生菌検査を徳島県工業技術センターに委託し、冷蔵で3週間置いても一般生菌が増えないことを確認しました。その結果を確認後、県内外で販路開拓に取り組み、岡山県の会社をはじめ数社から興味関心を示して頂き、販売に成功しました。美波町内においては、社会福祉法人泊涛会が素干しヒジキを購入し、ヒジキ加工品の販売に乗り出すことになりました。また、ヒジキの養殖試験の取り組みをはじめ、素干しヒジキの美味しさを広く知って頂くため、9月7日にぽっぽレストランにおきまして、ワンデイシェフを実施し、ヒジキのパスタを販売しました。さらに10月27日には、由岐伊勢エビまつりにおいてヒジキチャーハンとヒジキの春巻きを販売し、両イベントとも完売しました。ヒジキの養殖試験については今年も実施し、産官学が連携して生産技術の確立を目指します。

観光関係では、今年で23回目となる「由岐伊勢エビまつり」でございますが、商工会由岐支所を事務局とする実行委員会を実施主体に、例年どおり10月の第4日曜日である27日に開催し、約2万人の来場者で賑わいました。今年新たに行った内容としましては、えびー太スイーツの投票があり、これは事前にえびー太スイーツを公募し、応募作品を伊勢エビまつり当日に来場者が試食し、投票によって決定するという形で行われ、応募者は5名、結果えびー太の絵が描かれたガトーショコラが、試食者100人中、4割程度の支持を集め、選ばれました。

平成24年度から繰越事業であります農山村活性化プロジェクト支援交付金事業で8月に入札を行いました、木岐奥聖ヶ丘農林漁業体験施設進入路新設工事については、進入路本体はほぼ完成し、流末排水路や転落防止策等を残すところとなっておりますが、伐竹・除根・処理等に予想外に手間取ったこともあり、工期を延伸いたしております。体験施設と滞在施設につきましては、10月29日に入札を行い、本田建設有限会社が33,306千円、請負率86.9%で落札し、基礎工事等に着手しております。工期は、平成26年3月20日までと致しております。

漁港関係でございますが、県営漁港事業では、由岐漁港阿部地区の沖防波堤補強工事の消波ブロック製作は、11月上旬に発注し、26年3月の完了予定と、残りの消波ブロック製作・据付は年度内発注予定と聞いております。由岐漁港木岐地区の内防

波堤補強工事の消波ブロック製作は、11月下旬に発注し、26年3月の完了予定と聞いております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事について、ご報告をいたします。県単治山事業の木岐35号線路面工事は、12月下旬に完了予定です。徳島県林業飛躍基金事業の林道新発谷線開設工事は、残土処理場を仕上げ作業中で最後に路面工を実施し、12月下旬に完了予定です。橋梁長寿命化修繕計画の西山1号橋橋脚巻立補強工事は、12月下旬に完了予定です。県単急傾斜地崩壊対策事業の赤松日浦の榎谷安春宅及び耕地災害復旧工事は来年1月末の完了予定です。公共下水道事業の寺前排水区函渠整備工事は、12月下旬に完了予定です。海部郡農協付近の寺前排水区函渠整備工事その2は、11月下旬に発注しました。今年度から着手しました地籍調査では、赤松字新発谷地区の今後の工程等について地権者への説明会を10月31日に赤松集会所で行い、50人の出席者がございました。現地調査を12月上旬から開始しており、来年2月中旬まで行う予定としております。また地震・津波対策が必須である住宅密集地区の、日和佐浦及び奥河内と西由岐・港町・西の地の一部については、地権者への説明会を来年3月に行う予定としております。「日和佐都市計画道路の変更について」と「日和佐都市計画臨港地区の変更について」は、11月12日付けで都市計画決定を致しております。

次に、県工事の主なものについてご報告いたします。道路関係ですが、赤松由岐線では赤松耳瀬で道路改良工事の25年度分は、川側擁壁工事を9月下旬に発注し、早期供用に向け整備中と聞いています。赤松由岐線の久望での西川・山岡奥の道路維持修繕は、準備が整い次第発注予定と聞いております。日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパス概略設計は、26年1月末に完了予定と聞いております。日和佐小野線ホテル白い灯台手前の法面コンクリート吹き付けのひび割れの状況については、ボーリング調査と観測を実施中で、年度内に詳細設計を発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、改良工事が完了した阿部集落のすぐ手前と西谷橋付近を併せて舗装工事を9月末に完了したと聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘のところの改良工事2と、その続きの阿部寄りの改良工事4及び阿部大井の盛土工区の改良工事3は、いずれも年度未完了の予定と聞いております。由岐大西線の伊座利での災害防止緊急事業は、伊座利バス停から磯田宅付近の繰越分は9

月末に完了し、引き続き 25 年度分は 9 月末に発注し、年度内に完了予定と聞いております。日浦野田線の道路維持修繕は、第 1 分割は 10 月上旬に完了、第 2 分割は 11 月末の完了し、第 3 分割は施工中で年度内の完了予定と聞いております。阿南鷲敷日和佐線深瀬のおしいれ谷橋の耐震補強工事は、現在施工中で年度内完了予定と聞いております。また、不動の滝付近の視巨改良工事は、測量設計中で、26 年度中の早期工事着手に向けての用地交渉を目指していると聞いております。北河内奥河内線新宝木橋は、26 年度に補修工事に併せて耐震補強工事を実施するため、詳細設計中で、年度内完了予定と聞いております。日和佐上那賀線では、路面陥没の箇所は栈橋にて仮復旧し、2 トン以上通行止め制限中で、現在詳細設計中で、できるだけ早期の本格復旧を目指していると聞いております。由岐港線の西由岐での道路維持修繕は、26 年度早期の工事着手に向け 12 月上旬に測量設計を発注したと聞いております。

次に、河川・砂防・治山関係では、奥潟川総合流域防災事業の堤防舗装は 12 月上旬に発注済み、奥潟川一番館裏は、11 月上旬に発注済みと聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近で工事を 12 月上旬に発注済みと聞いております。県単砂防事業による南海地震対策緊急事業の津波避難階段は、11 箇所のうち、7 箇所が完成し、残りの奥河内西町は 9 月中旬に発注し、工事未発注箇所の伊座利・志和岐天王東・恵比須浜田井についても準備が整えば発注すると聞いております。山王谷の通常砂防事業は、工事用進入道路を 11 月中旬に発注したと聞いております。池ノ内谷の通常砂防事業は、境界立会を 10 月下旬から 11 月下旬に行ったと聞いております。治山事業の海岸防災林造成事業で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は、10 月下旬に発注したと聞いております。なお、この事業は今年度で完了予定であります。次に、港湾関係では、日和佐港の海岸高潮対策事業は、繰越した南防波堤改修工事は 26 年 3 月完了予定と聞いております。また、25 年度分は準備が整えば発注すると聞いております。大浜防潮堤と港内戎地区の防潮堤改修工事は、測量及び地質調査を終え、現在、防潮堤の設計を行っていると聞いております。港湾維持補修では、弁才天から奥潟樋門まで 7 箇所と恵比須浜 2 箇所の 9 箇所の防潮堤の開口部門扉をコンクリートで閉鎖する工事を 10 月上旬に発注し、26 年 1 月の完了予定と聞いております。

次に、地域高規格道路の阿南安芸自動車道関係でございます

が、桑野道路については、平成 23 年度に事業化され、平成 24 年度に地元設計協議を行う予定でありましたが、平成 24 年度に事業化された福井道路部分との(仮称)桑野インターチェンジ付近や、各トンネル付近での再度の詳細測量や調査ボーリング・弾性波探査等が必要になったことから、地元設計協議を、今年度に行っていると聞いております。今後は、用地買収に着手するため、用地関係者等に現地での説明会が行えるよう詳細な道路高さ、用地幅杭等の設置が行えるよう、国での準備作業を実施中と聞いております。また、福井道路については、桑野道路と福井道路の接続部の(仮称)桑野インターチェンジ付近の調整が必要であり、トンネル詳細設計、地質調査等の詳細な測量及び調査を行っていると考えております。事業予算は、桑野道路が平成 24 年度 2 億円、平成 25 年度 3 億円、福井道路が平成 24 年度 1 億円、平成 25 年度 4 億円ありますが、両道路共に着手後概ね 10 年程度の供用を目指していますので、議会の皆様にもご協力していただき、今後も要望活動に取り組んで参りたいと考えております。

次に、国道関係でございますが、日和佐出張所管内の日和佐トンネル補修工事は、12 月中旬の完了予定と聞いております。

次に、消防防災課関係でございますが、まず災害対策関係では、9 月 4 日 8 時 41 分に大雨警報発令され、11 時 48 分には洪水警報も発令されたため、警戒態勢を取りましたが、特に被害もなく、15 時 45 分に洪水警報が、20 時に大雨警報が解除されました。また、台風 18 号の接近に伴い、9 月 15 日午前 11 時に波浪警報が発令され、午後 5 時には大雨洪水警報が発令されたため、警戒態勢を取って、警戒に当たりました。牟岐線の不通、国道 55 号線の通行止め、3 箇所のがけ崩れなどが確認されましたが、大きな被害には至らず、16 日午前 2 時 13 分に洪水警報、4 時 40 分に波浪警報、6 時 44 分に大雨警報がそれぞれ解除されました。また、ちょうど一月後の 10 月 15 日には、台風 26 号が接近し、午後 4 時 31 分に波浪警報が発令されましたが、被害もなく、16 日午前 5 時 34 分に解除されました。また、10 月 24 日には台風 27 号の接近に伴い、午後 1 時 24 分に大雨警報が発令され、午後 8 時 6 分には洪水警報も発令されました。赤松地区での雨量が降り始めから 300mm を超えたため、午後 10 時に赤松集会所を避難所として開設しました。翌 25 日には、町内の幼稚園、保育園、小・中学校が休校しましたが、大きな被害もなく、午前 11 時 49 分に洪水警報が解除され、午後 5 時には赤松

避難所を閉鎖し、午後 8 時 42 分には大雨警報も解除されました。

次に、防災関係では、南部総合県民局阿南庁舎において、10 月 7 日に「平成 25 年度第 1 回南部津波減災対策推進会議」が開催され、7 月に公表された徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第 1 次）の説明と津波減災県南モデルの今年度の取り組みと進捗状況が説明され、各委員から意見交換がされました。通称「Join Town 徳島プロジェクト」が、阿部地区をフィールドとした実証実験の一環として、テレビを利用した避難訓練を 10 月 20 日に実施しました。当日は小雨が降っていましたが、住民 100 名を超える参加がありました。今後も防災・災害時の安否情報、高齢化対策などについて、システムを構築するため、実験を継続する予定です。危機管理プロジェクト幹事会を 10 月 28 日に開催し、南部総合防災訓練、地震・大津波避難訓練、個別危機管理マニュアル図上訓練、防災行政無線整備工事、動員体制の変更、警報等への対応について協議を行いました。美波町自主防災会役員会を 10 月 31 日に開催し、12 月 15 日に行われる南部総合防災訓練、地震・大津波避難訓練、避難所運営訓練、また、とくしま地域防災力強化実証実験事業、防災行政無線整備工事、避難情報などについて協議を行いました。11 月 25 日には、徳島県が南海トラフ巨大地震被害想定（第 2 次）及び津波警戒区域の公表を行いました。南海トラフ巨大地震被害想定（第 2 次）では、ライフライン被害、インフラ被害、生活被害、経済被害などを市町村別に想定を行っております。このことにより、地域の実情にあった効果的な予防、応急、復旧・復興対策、いわゆる「防災・減災対策」に取り組むこととなります。また、同時に津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンの指定案を公表し、3 ヶ月程度の周知期間ののち、正式に指定されることとなります。11 月 28 日には、宮城県南三陸町議会事務局長、阿部敏克氏を講師に迎え、町職員防災研修を行いました。阿部氏からは町職員として、東日本大震災の際の状況や初動対応、本庁舎も支所も機能しなくなった状況からの復旧対応についてお話していただき、今後起るであろう、南海トラフ巨大地震への対策のアドバイスをご講演頂き、その後、南海トラフ巨大地震発生したとの想定での初動対応について、職員によるワークショップを行いました。また、夜には町自主防災会連合会主催により、宮城県南三陸町在住の阿部美晴氏を講師に迎え、講演会と座談会を開催しました。「決断と責任」と題し、南三陸町における東日本大震災時に避難所運営に携わった阿部

美晴氏から、その実際とそこからの教訓について講演頂き、その後、阿部敏克氏も交え、座談会形式で質疑応答を行いました。11月29日午前10時15分に、緊急地震速報の一斉訓練が行われ、正常に緊急地震速報を受信し、IP告知、同報系とも、正常に放送されました。12月4日から5日にかけて、美波町自主防災会連合会役員ほか15名が、和歌山県串本町、広川町を訪問し、防災研修会を開催しました。串本町においては、町総務課、防災グループ浜地副課長から、串本町の防災、自主防災会などの取り組みについてお話を伺い、意見交換をした後、防災施設等の視察を行いました。また、広川町では、稲むらの火の館、私財を投じて建設した広村堤防などを見学し、先人の防災に対する精神、教訓を学びました。また、移動中のバスのなかでは、防災関連のDVDを観覧し、帰りのフェリー内では、今回の研修について、各参加者から意見交換、今後の防災対策への自主防災会としての取り組み、町への要望などのワークショップを行いました。12月15日、8時30分より全町を対象とした地震・大津波避難訓練、緊急速報メール配信訓練、10時より日和佐公民館において避難所運営訓練、14時より旧水産高校において平成25年度南部総合防災訓練を実施します。なお、13時から14時までの間、日和佐道路を使用した救助部隊等進出訓練を行うため日和佐道路は通行止めとなります。次に、支所における美波町地域づくりセンター関係でございますが、美波町と徳島大学との連携協定に基づき開設しました「徳島大学・美波町地域づくりセンター」では、7月以降、防災講演会をはじめ防災に関する視察の受け入れ、美波町自主防災会連合会との共催事業等を実施してきました。11月30日には、地域センター開設を記念して「徳島大学タウンミーティング」を開催しました。このタウンミーティングは、大学が地域と連携し、地域貢献・地域交流を目的に、毎年県内の市町村と共催で実施しており、今回は町内外から約80人余りの出席がありました。このタウンミーティングでは、まず、宮城県南三陸町で復興まちづくりに取り組んでいる団体代表者による基調講演があり、その後のフューチャーセッションでは、参加者全員で美波町の課題や今後の取り組み等について未来型指向で対話し、交流を深めました。

次に、交通関係では、9月30日に美波町交通安全協会が主催、牟岐警察署と共催し、秋の交通安全キャンペーンを「道の駅 ひわさ」において実施しました。今回は日和佐幼稚園の園児も参加していただき、国道55を通行していた運転手の方々にチラシ

と最中を配布しながら、交通安全を呼びかけました。

次に、教育委員会関係でございますが、まず、学校教育関係では、11月7日に海部郡人権教育研究大会が、日和佐保育園、赤松保育園、日和佐幼稚園、日和佐小学校、日和佐中学校を会場に開催されました。郡内の教職員が、授業研究や講演会により、人権学習指導への理解を深めました。また、11月26日に中学生議会を開催いたしました。今回は、日和佐中学校1年生31名が参加し、防災対策や観光振興策、また少子化対策などについての質問があり、私や担当課長からそれぞれ答弁をいたしました。後日、中学校から、生徒が議会制度に触れる貴重な機会になったと、聞いております。

次に、社会教育関係では、9月28日に由岐公民館とコミュニティホールにおいて、映画「人生いろどり」の上映会を開催し、多数の町民の皆様にご観賞していただきました。11月3日には由岐地区共楽運動会、日和佐地区町民運動会が同日の開催となり、町民の皆様多数のご参加を得て、盛大に開催することができました。由岐公民館及びぽっぽマリンにおいて、10月25日から11月4日に町民趣味作品展、子ども作品展、非行防止啓発展及び徳島県立博物館と共催で九州五島行き展を開催し、また、11月28日には、映画「東京家族」の上映会や11月19日にコミュニティホールにおいて文化祭芸能発表会、11月22日から24日には日和佐公民館において文化協会登録団体や小・中学生等各種の作品展示を行い、多くの皆様にご観賞していただきました。11月26日に日和佐公民館において、アカウミガメの研究者として世界的に知られるブレアー・ウェザリントン博士を講師にお招きし、フロリダのアカウミガメ保護や大浜海岸の現状について意見交換会やご講演をしていただきました。町内外からウミガメ保護に関心の高い多くの方々の参加がありました。第15回ひわさ・にこにこ人権フェスティバルが12月7日に日和佐公民館において開催され、日和佐小・中学生によるテーマソング「友だち」の合唱を初め、人権コンサートや色々な展示・体験・バザーコーナーが設けられ、大勢の来場者で賑わいました。来年1月3日には、コミュニティホールにおいて成人式を開催することとしております。本年度の対象者は、男子34名、女子34名の68名となっております。

次に、水道課関係では、深瀬地区加圧場から原田宅前付近までの町道登り2号線及び、国道部分の配水管布設工事については、平成25年10月28日に入札を実施し、町道部分の1工区は、

請負金額 4,515 千円、請負率 92.39% で前野住宅設備工事店が、2 工区は、請負金額 4,662 千円、請負率 93.82% で田仁住宅設備が、3 工区は、請負金額 4,672,500 円、請負率 93.74% で有限会社マンテン産業が落札しました。工期はいずれも 10 月 30 日から 12 月 16 日までの予定で進めております。また、原田宅前から北河内谷川を渡り国道部分、一部町道西谷線の工事については、中筋建工株式会社が 32,550 千円、請負率 89.87% で落札し、工期は 10 月 30 日から平成 26 年 1 月 31 日までの予定で、作業を進めています。また、北河内北分の町道西谷線の集会場から坂本宅までの配水管工事につきましては、12 月中に入札を行う予定としております。なお、9 月 2 日に発注した、登りから加圧場までの連結管布設工事の 1 工区から 3 工区間では、10 月 18 日までに工事を終えています。以上「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。はじめに、議案第 69 号「町道路線の認定について」は、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づく町道路線認定あります。大戸 7 号線、十二社神社線、日和佐飛行場外離着陸場取合線、西新町 4 号線、港町 9 号線及び港町 10 号線の 6 路線について認定をお願いするものでございます。

議案第 70 号「地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（条例第 32 号）」は、地方税法の改正により、延滞金の割合が見直しされたことに伴う関係条例を一括改正するものでございます。平成 25 年 3 月 30 日に地方税法が改正され、平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞金の割合が見直されることに伴い、関係する条例であります、「美波町後期高齢者医療に関する条例」、「美波町介護保険条例」、「美波町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例」及び「波町国民健康保険出産費資金貸付基金条例」をそれぞれ一部改正するものです。改正内容は、現在の社会状況を踏まえ、事業者等の負担軽減のため、延滞税の本則の割合 14.6% を 9.3% に引き下げるものです。

議案第 71 号「美波町地域の元気交付金基金条例の制定について（条例第 33 号）」は、国の地域の元気臨時交付金を基金に積み立てるための条例制定であります。平成 24 年度国の補正予算で創設された地域の元気臨時交付金について、平成 26 年度において執行するため、基金として積み立てるための条例制定であ

りまして、今回の補正で 118,000 千円を基金積立金として、計上いたしております。

議案第 72 号から議案第 76 号までの 5 件は、平成 25 年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算であります。まず、議案第 72 号「平成 25 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 608,670 千円を追加し、総額を 5,571,017 千円といたしております。歳出の主なものは、継続費として保健衛生費で病院建設事業補助金として総額 1,795,600 千円を追加いたしております。これは、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 ヶ年の病院建設事業に係る一般会計から病院事業会計への補助金であり、平成 25 年度で 210,600 千円、平成 26 年度で 645,347 千円、平成 27 年度で 939,653 千円としております。一般管理費の繰出金では、阿部診療所特別会計繰出金を 3,258 千円減額としております。情報ネットワーク費の備品購入費として 38,480 千円を追加いたしております。これは Windows XP のサポート期限が平成 26 年 4 月 9 日に終了することに伴い、不正プログラム感染や不正アクセスによる情報漏洩等のリスクが高くなることから、情報セキュリティ対策としてサポートが継続しているソフトへの移行若しくは利用停止の検討など適切な対応を行う必要性があります。現在、町関係機関で対象となるパソコンについては約 160 台あり、業務継続のため利用停止することは不可能であることから、今回対象となるパソコン及びソフトウェアを購入するものであります。また、合わせて情報系サーバーについても、平成 18 年 3 月に整備したものであり、現在 7 年が経過し、耐用年数の 5 年を経過していることもあり、情報処理スピードの低下や故障に対する保証も無いことから、今回のパソコン購入と併せて新たにサーバーを購入するものであります。諸費の負担金補助及び交付金では、代替路線バスへの補助金 9,448 千円、企画費の負担金補助及び交付金では、国の空き家再生等推進事業により、中村町にある初音湯跡をサテライトオフィスの交流拠点施設として整備するための補助金 5,000 千円、障がい者福祉費の委託料として障がい者総合支援法への移行に伴うシステム改修費 1,050 千円、児童福祉総務費の委託料では、子ども・子育て支援新制度システム導入委託費 5,775 千円、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金では、病院会計運営費負担金 130,365 千円、予防費の負担金補助及び交付金では、風疹予防接種費用助成金 1,430 千円をそれぞれ追加し、医療体制整備事業費の委託料では、設計委託料

20,000千円の減額としています。これは、医療保健センター設計に係る経費で、今年度末までに執行が可能な基本設計及び地質調査費用を残し、実施設計費用は新年度予算で新たに計上するための減額であります。また、負担金補助及び交付金では、病院建設事業費の継続費のうち平成25年度支出に対する一般会計補助金として210,600千円を追加いたしております。国土調査費の備品購入費では、地積調査用の軽自動車1台購入費1,200千円、農林漁業体験施設整備費の工事請負費では、1,500千円、漁港管理費の負担金補助及び交付金では県の事業費の増加に伴い6,314千円、道路維持費の工事請負費では、町道東町12号線等の道路側溝蓋取替修繕工事及び道路路面修繕工事費2,000千円、総合的な安全・防災基盤事業費の委託料で18,600千円、工事請負費で62,000千円、公有財産購入費では、旧赤松小学校への進入路新設に伴う用地購入費1,100千円、とくしま - 0

作戦緊急対策事業費では、避難路緊急整備事業の工事請負費として津波避難路整備工事費4,212千円、避難所機能強化事業の工事請負費として、木岐防災倉庫移設及び阿部避難広場防草シート整備費1,289千円、地域の元気交付金基金費の積立金として118,000千円をそれぞれ追加いたしております。これは、平成24年度補正予算で創設された地域の元気臨時交付金について、平成26年度において執行するため基金として積み立てを行うものであります。

議案第73号「平成25年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,620千円を追加し、総額を1,257,047千円といたしております。補正の主なものは、職員手当等500千円、退職被保険者等療養費100千円、及び出産育児一時金1,680千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第74号「平成25年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第1号)」は、補正額はなく、前年度繰越金の確定に伴う財源内訳の更正であります。

議案第75号「平成25年度美波町水道事業会計補正予算(第2号)」は、資本的支出に4,300千円を追加し、資本的支出の合計を25,298千円といたしております。これは、深瀬地区の水道施設工事について、平成25年4月に国土交通省から出された「公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置」により、労務単価等が平成24年度より15.1%上昇したため、平成24年

度繰越予算額に不足を生じることとなり、町単独事業分について平成25年度事業として追加計上したことによる増額であります。

議案第76号「平成25年度美波町病院事業会計補正予算(第2号)」は、収益的収入及び支出では、補正額はなく、収益的収入の収益項目を組み替え、資本的支出に継続費として2,143,000千円を計上し、資本的収入及び支出にそれぞれ373,200千円を追加し、資本的収入の総額を387,591千円、資本的支出の総額を392,439千円といたしております。収益的収入では、一般会計からの普通交付税分の繰入金として、医業収益で他会計負担金73,635千円、医業外収益の他会計負担金56,730千円、合計130,365千円を追加し、同額を入院及び外来収益で減額しております。また、資本的収入では、一般会計出資金210,600千円及び企業債162,600千円を追加し、資本的支出では今後発生する病院建設事業費を継続費として平成25年度から平成27年度の3ヶ年分を2,143,000千円とし、そのうち平成25年度分として373,200千円を追加いたしております。

議案第77号「美波町監査委員の選任について」は、監査委員のうち識見を有する者の任期が、平成25年12月24日で満了するため、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げました。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議

長 提案理由の説明が終わりました。以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。
(時に 10時14分)

12月12日(木)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は5名です。通告順に発言を許可します。8番向山議員の一般質問を許可します。

向山議員

8番議員 おはようございます。それでは私からは教育行政について3点ほど質問したいと思っております。1点目は小規模学校の教育推進の質問ですが、美波町は過疎地域の例外に漏れず、児童・生徒数が減少しております。現在では学校・PTAまた地域の皆様の協力の下、少人数のメリットを生かし、またデメリットを解消するように、それぞれの学校で児童・生徒に対する教育が行われていると思っております。今後教育委員会は少人数学級、学校の教育をどのように推進して行くのかお伺いします。また年度末になりますと、学校の閉校・廃校が新聞紙上において目に付き、その地域の疲弊を心配しますが、教育委員会においては学校統合についての判断基準をどのように考えているのか、基本的な考え方があればお示しいただきたいと思っております。2点目の中高一貫校に関する質問ですが、4年前平成22年4月、阿南市に中高一貫校が開設され、通学圏域である美波町からも受験者が見受けられます。中高一貫校は高校入試がないことから、ゆとりある教育が行われる利点があるといわれており、一貫校卒業後は、めざす大学への進学をめざし受験を希望している者もあると思われれます。もちろんそれぞれの児童は自分の生き方、将来の夢を持ってそれぞれの道を選択する権利はある訳ですが、ゆとりある教育推進が図られるという中高一貫校の利点に劣らない美波町立中学校にするために、その努力が必要だと思っております。地元児童から望まれる中学校になるために、どのような努力をしているのか、また今後どのような学校づくりを行おうとしているのかお伺いします。最後に3点目のいじめ・不登校の質問ですが、私達が小中学生の時は、けんかは少なからずあったものの、いじめについての認識が当時の私自身にはありませんでした。多分、いじめに類すものはあったのだろうと思っておりますが、不登校者については記憶がございません。近年は目覚ましい経済の発展により、社会の近代化が進み、それに伴う生活環境、権利意識の変化により子ども達の様子も変わり、今ではいじめ、

学校の登校できない児童・生徒がいます。いうまでもなく、義務教育は人が人間として生きて行くための重要な教育で、受ける権利があります。教育委員会と学校は、いじめ・不登校者のない学校をめざしてどのように取り組んでいるのか、お伺いします。以上よろしく申し上げます。

議
教

長
育
長

教育長
教育行政について、3点につきましてお答えさせていただきます。まず1点目ですけれども、美波町における児童・生徒数は年々減少しております。10年前の平成15年度には、児童数414人生徒数が240人、合計654人の児童・生徒が在籍しておりました。今年度の学校基本調査では、児童数284人、生徒数155人、合計439人で、児童数が130人、生徒数が85人、合計215人の減少となっております。平成31年度の児童・生徒数見込みは、児童数が203人、生徒数が117人で、合計320人となり、平成15年度の約半数となっております。すでに複式学級となっている学校もあり、このまま推移すると、さらに複式学級が増加すると予想されます。また学級数が減るために、教員数も減少することが懸念されます。そのような中、教育委員会としましては、それぞれの学年ごとに指導ができるように、町費助教員を配置して、人的補充で対応しておりますが、教員免許保持者確保の難しさもありまして、支援状況は厳しくなりつつあります。学校統合の判断につきましては、教育委員会として明確な基準は定めておりませんが、小規模校の特性を活かした学校運営や、児童・生徒にとって望ましい学習環境が維持できなくなったときに取り組むべきものと考えております。次に2点目ですが、現在美波町では由岐中学校・由岐中学校伊座利分校・日和佐中学校の三校に生徒が在籍しております。各学校それぞれに特色ある教育活動を展開しておりまして、学習面では異学年による班編成を取り入れた学習や、一人ひとりの学習到達度を考慮した、習熟度別学級による学習指導、少人数による学習指導であったりと、各校の取り組みも一つの施策といえると思います。しかし地元中学校の魅力が何かといえ、それは学校を取り巻く環境にあるのではないかと思います。幼馴染や顔見知りの先輩や後輩と共に学べる環境や、地域の人に見守られながら生活できる安全で安心な環境、またさまざまな学習場面で地域の応援を得られる環境や地域の催しや活動に参加して、地域に貢献できる環境など、学校や生徒を守り育てる豊かな環境、慣れ親しんだ環境の中で教育活動を実践できているということ

が一番の魅力だろうと考えます。今後も地域の繋がりを大切にして、この教育環境を守り、維持することによって地元中学校が魅力ある学校であり続けることになると思います。また教育委員会としましては、教育備品や教材の充実、人的配慮など学習環境を整えることで学校を支援していきたいと考えております。次に3点目でございますが、いじめにつきましては、日頃の指導と早期発見に努め、発見した時はすぐに対応に当たることとしております。またどの学校どの児童・生徒にも起こりうる問題として、常に注意を払い、事案を把握したときは全職員で対応することとしております。日頃から児童・生徒に声掛けを行い、職員間でも情報を交換して、訴えや情報があったときは軽視することなく、事実関係の把握を迅速に行い、学校は現場対応にあたり、教育委員会は事案の推移について報告を受けながら、相談・指示・助言により事案に対処してまいります。また学校では日頃からいじめが人として許されない行為であることを学校教育全体を通じて、児童・生徒に指導しております。事案の発生を把握したときには、被害児童生徒を守り、あわせて加害児童生徒の指導も念頭において、保護者の理解・協力を得ながら、1日も早い事案解決に努めることとしております。次に不登校ですが、これにつきましても、早期発見・早期対応が重要と考えております。何よりも早期発見と早期の登校刺激が求められますので、児童・生徒が欠席したときには、学校と家庭の間で児童・生徒の状態を把握するよう勤め、不登校にならないように注意を払っています。すでに不登校の状態にある場合は、対応として、別室を設け登校し易い環境をつくったり、声掛けにより登校を促したり、迎えに行ったりして援助に務めています。またスクールカウンセラーによるカウンセリングも可能ですが、保護者の同意がなく実施できない状況もあります。反対に保護者から積極的にカウンセリングを活用しているが、改善されない事案もあります。一度不登校になると、長期に渡って学習が滞るため、プリント学習で対応しながら、改善を待っています。原因の特定は難しく、本人・保護者との対話を中心に改善の方向を探りながら、過度の負担とならないように登校を促すこととしております。以上です。

議長 向山議員

8番 議員 それでは自席から再問をしたいと思います。まず小規模学校の教育推進の質問ですけれども、寺内教育長から対応として助教員で対応しておるなど、学校での取り組みについてを説明いた

だきました。ご存知のとおり学級や学校が少人数の場合は一人ひとりの児童・生徒に対する先生の目が行き届いて、個々の状況が把握でき、個々への指導ができるなど、多くのメリットがあります。その反面、競争心や社会性を養うことが難しいのではないかと一般にいわれております。特に社会性につきましては、その児童・生徒が社会に出たときに非常に大切な部分だろうと私は思っております。この大きなデメリットである社会性を養うために、どのような対策をとっているのか、また今後取り組みようとしておるのか、そういう点があればお示しいただきたいと思えます。次に中高一貫校の質問ですけれども、同じく教育長からは、学校での取り組みを説明いただき、地元での学校については児童・生徒に対する教育環境、地域での教育環境がすばしいというものであるとか、それから備品の整備、人的な整備を行っておるといった説明をいただきました。各学校の取り組みについては、敬意を評したいと思っております。児童は自分の進むべき道を実現するために、中高一貫校を受験するという現実もあると思えます。地元中学校においても、それが可能になるような学校づくりを一層進めてもらいたいと思えます。特に美波町からも今までは成績上位者と思われる方が受験をしておるような状況ですので、学力の向上面、学校教育はそれだけではありませんけれども、特にそういった面にも配慮をいただくような学校づくりをして、地元の児童・生徒がですね、中学校に進学するときには地元学校へも来ていただきたいような思いもありますので、そのあたりの取り組みをお願いしたいと思えますし、例えば全国で少し芽生えてきております土曜日の授業の開始とか、それから今、新聞紙上で話題になっております全国一斉学力テスト、これ公表についてはこう話題を呼んでおりますけれども、その結果を出すね、十分生かして学校に取り入れて、魅力ある学校のために頑張っていたきたいと思えます。それで土曜日の授業の検討とか、試験結果の公表を来年4月からはその指針が少し変わるようですけれども、そのあたりの公表の方法とか、それから試験結果を次に繋げるような具体的な施策を今、教育委員会が持ち合わせてあるのであれば、お示ししていただきたいと思えます。それから、いじめ・不登校に関しての質問ですけれども、教育長からは、早期に発見して、早期に対応する。全職員で取り組んでおるといった説明をいただきました。9年間の義務教育というのは、その児童・生徒の人生を左右するものといっても過言ではございません。学校教育法

の目的を実現するためにの目標を学校教育方に定めておりますけれども、改めて読んでみますと、人間形成のために重要な事項ばかりが定められております。その教育がいじめ等に起因する不登校者になれば、その教育を受けることができません。ぜひ、いじめ・不登校者のない学校をめざして、最大の努力をお願いしたいと思います。ところで学校では、小さな出来事などはたくさんこうあるかなあと思っております。小さい出来事や些細なことがたくさん起きておるために、先生方が耐性っていうんですかね、その慣れてしまっただけでその小さな出来事や些細なことを見逃しているような状況はありはしないかと心配しております。そういうことがないのかどうか、教えていただきたいと思っております。以上よろしくお願いいたします。

議 長
教 育 長

教育長
それでは再問にお答えさせていただきます。1点目の少人数になった環境の中でのデメリットということで、競争心、それから社会性を養えるのかというご質問でございますけれども、たしかに仲がいいというところとまた競争心というのはまた別のところに、どう申しますか、育てにくい部分があるかと思っております。親しいばかりに馴れ合ってしまうというところで、競い合うというのは難しいかもわかりませんが、今、私の中に頭においてお話ししているのは小学校ですけれども、小学生の時に、それほど競争心を育てるというよりは、自ら何かを達成するとか、がまんするとか、努力するとかというような気持ちを育てればいいのであって、人と比較したからどうこうだから自分を評価するということが大切なのではないというふうには考えております。ですのでやっぱり基本的には、例えば継続する力をつけるとか、自分自身で失敗を乗り越えるとか、そういうような体験をその学校教育の中で経験を積ましていけば、それはまた先ほどおっしゃいました社会性というお話もありましたけれども、一番社会に出るとき、人の中に育てておくべき基本になるものではないかというふうには考えております。ですので点数、試験の点数を上げる、切磋琢磨して上げるとかそういう競争はありませんが、小規模校の中で手厚くそういう育て方はできているというふうに思っております。次に2点目の土曜授業の開始についてですけれども、おっしゃられますように、教育委員会の判断で始められることになっております。けれども今現在のところでは、土曜授業につきましては、学校現場にとって大きな変化となるので、慌てずに今後の動向や影響を見ながら、

対応を考えていきたいというふうに考えております。これは県費職員の問題もありますし、継続的な教育効果ということもあるので、十分に考えた上での対応が必要とっております。それから学力テストの結果の活用ですけれども、現在も学校は学力テストの結果は活用して、基礎基本なのか、それも応用のところなのかというようなところで、結果を受けて活用して、子ども達を指導しております。そのような中で今回、公表するという話がでてきまして、教育委員会が各学校の平均回答数を発表できるというような状況になっております。来年から、これにつきて、教育委員会の中でも一度話しはして、決をとるといってはありますが、学力テストの結果の公表について、どういうふうに取り扱うかというようなことはお話しはさせていただきました。その中でそれは意見、5人それぞれの意見ですので、公表する、しなくてもいいんじゃないかという方もおれば、公表したらいいんじゃないかという方もおいでます。このところでは、まだそれは委員会としてまとまった意見を聴取するために聞くというお話ではありませんでしたので、個人的な思いという部分で、今のところはお話を聞かせていただいております。今、委員会としてどう考えているかという答えは申し上げられませんが、慎重に取り扱わなければいけないというふうに思っています。学校によっては、余りにも少ないので、公表にそぐわない学校もあるので、そういう一部を公表せずに、他を公表するとか、そういうことはどうなのかということもあって、ちょっと簡単には決めにくいというふうには思っております。後、いじめの部分で小さな出来事も慣れてしまっで見逃していないかというんがございます。たしかに一番いじめが始まる時、さかのぼってみると「ああ、あのときに見逃した」「見逃していた」というようなことがあります。ということで見逃さないようにしてくださいということで、指導・指示しておりますが、結果出てきた場合にはそういところで見逃したというのがありますが、その部分で見逃していないからでてきていないことも多々あると思っておりますので、そういう部分では、そういう小さなことも見逃さないという意識を持って、全職員が児童・生徒を見ていただけているというふうい考えております。以上です。

議長
8 番 議員

長 向山議員

それでは今、教育長から答弁をいただいた件について、お願い等をして終わりたいと思っておりますけれども、まず小規模学校の

教育の推進の関係ですけれども、教育長が小学校に対するそういった教育の思いは理解したつもりです。なお頑張っていたきたいと思えますけれども、それぞれの地域は児童・生徒数は、これは町全体にお願いしたいんですけど、地域でもお願いしたいんですけど、これ以上、児童生徒数が減っていかないような取り組みをお願いしたいと思えますし、また教育委員会におきましては、小規模学校・学級のメリットをさらに生かして、なおかつまたデメリットをなくし、子ども達にできる力をつけるような教育を推進していただくようお願いして、この質問は終わりたいと思えます。次に中高一貫校の件ですけれども、土曜日の授業についてはなかなか今の体制からは私もこう変えることは非常に困難だと思えますし、今後ですね、教育長がおっしゃったように全国の状況も見ながら、また県とも相談しながらですね、そのあたりもご検討、頭に入れて置いていただければありがたいかなあと思っております。慎重に検討したいということで、ご了解したいと思えます。なお、試験結果の公表についてはですね、来年4月からその方法が変わるということで、昨日も県内の組長が発表、一部発表して大きなニュースになっております。慎重にこれ、取り扱っていただいて、公表する、せんにかかわらず結果についてはですね、今、教育長からは十分生かしておるということですのでけれども、なお一層その結果を生かすような方策を教育委員会・学校で対応して、検討していただきたいと思えます。それから、いじめ・不登校の問題ですけれども、そういった小さなことをさかのぼってみれば、見逃しておったかも分からないという教育長の答弁で、そういうことのないようにできるだけ見逃さない、いじめ・不登校に繋がるような………を見逃さないように、全職員で対応していただきたいと思えます。新聞紙上でも、昨日・一昨日ですかね、いじめの判断する観点がすこしこう機敏というんですかね、そういった敏感になっておるということもあつたりしますので、件数的には非常にこう増えておるような状況です。和歌山県でしたかね、その先ほど教育長がおっしゃられたように早期発見・早期対応という面からですね、メールでの相談窓口を設けておるような例もあります。今後、できるだけ早期発見ができるような体制を教育委員会でも具体的な対策を考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議

長

以上で、向山議員の一般質問は終了しました。

続いて、11番寺下議員の一般質問を許可します。

寺下議員

1 1 番 議 員

議長の許可を得ましたので、私の方からは大きく3問、産業を持続し、未来に生かせる施策について。防災意識向上、啓発のための課題について。医療体制のソフト面についてを質問いたします。まず1問目、産業を持続し、未来に生かせる施策についてですが、持続可能な町を作るには、地域産業の振興は不可欠であります。本町においても、ジビエ活用の協議会を立ち上げるなど、新たな動きもありますが、人口約7,600人の小さな自治体、一つの町では財政的にも人材的にも限りがあります。そこで、次の3点について質問します。まず1点目、町財政を知る資料としては、住民に一番身近なものとして、美波町の分かりやすい予算書が配布されています。住民が町政に関心を持つ一つの要素として、現状を知る機会は大切だと思いますので、そこに掲載されている四つの重点施策の内、産業振興のまちづくりに関わる資料について、実施状況や進捗を伺います。次に阿南市との定住自立圏共生ビジョンには、産業振興にも積極的に取り組む旨が書かれています。共生ビジョンの期間は平成24年度から平成28年度までの5カ年、毎年度必要に応じて変更を行うものとされていますが、懇談会も初回以降開かれておらず、議会内でも状況はあまり把握できてませんので、現状はどのようなことが実施されているのか、また今後どのような連携の可能性が考えられるのか、お伺いします。最後に先日の中学生議会において、議員から職場の確保やイベント実施への質問や提案に対し、町長は三つの柱、地場産業の進行・サテライトオフィス等の企業誘致・観光客誘致を推進していると答弁されました。その三つの柱について、どのように推進するのか、新たな施策はあるのかお伺いします。以上、答弁をよろしく願います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から寺下議員の最初の項目について答弁をさせていただきます。分かりやすい予算書の13ページにあります四つの重点施策、1.産業振興のまちづくり、に列挙された項目と金額については、議員もご承知のとおり、平成25年度当初予算の該当項目とその予算額であります。お尋ねの実施や進捗状況についてそのすべてを説明致しますと非常に細かな部分に及びますし、時間も必要になります。また、日常的な議員活動の中でお尋ね頂ければ対応できる内容であろうと思われまますので、それぞれの項目の予算の支出済み率と、主要な事業、特に補助金

を支出する事項についての実施状況について答弁をさせていただきます。

まず、農業振興費についてであります。25,519千円の予算額に対して支出済み額は4,584千円であり、支出済み率は17.9%です。林業振興費については、予算額2,975千円に対して支出済み額は265千円であり、支出済み率は8.9%です。同様に、森林施業集約化支援交付金事業費は、1,930千円に対して0、水産業振興費は13,583千円に対して、5,929千円で43.6%、漁港管理費は8,420千円に対して0、漁港建設費は29,006千円に対して、3,173千円で10.9%、商工振興費6,744円に対して、4,824千円で71.5%、観光費46,513千円に対して、26,581千円で57.1%の状況であります。支出済み率についてはバラツキがございますけれども、例年と同じような普通の執行ペースであるかと認識しております。

次に、補助金を支出する事項を中心とした実施状況であります。農業振興費の、有害鳥獣駆除奨励交付金7,500千円については、11月末までの駆除状況が、猪253頭、猿54匹、鹿608頭、狸12匹、ハクビシン2匹で、6,925,500円となっております。この金額は、今年度からスタートした「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」を活用し、海部郡鳥獣害被害対策協議会を経由した支出で押さえることができる2,524,500円を除いた金額でありまして、年度末に増額補正をお願いしなければならない状況であるということの意味しております。那賀町の年間約38,000千円に比べれば遥かに少額であるという方も一部にはおられますけれども、貴重な町費での増額のお願いとなりますので、その節に議員におかれましてはよろしくお願いしたいと思います。

新規就農者に対する「青年就農給付金」でございますが、1人1,500千円の4名分の6,000千円を計上いたしておりますけれども、今月中にその半額が支出されるスケジュールでありまして、山河内地区の「お山の大将」に対する「とくしま明日の農林水産業づくり補助金」の6次産業化推進事業補助金6,000千円につきましても、近々提出される実績報告を確認後支出することになるかと思っております。

次に林業振興費でございますが、森林組合が実施する森林整備事業に対する町の補助金部分で、事業費の8.5%である1,800千円を計上いたしておりますが、赤松新発谷で10ha終了し、西河内の10haに着手しているものの、現時点では最終的な事業規

模が確定しているという状況ではないということで聞いております。森林施業集約化支援交付金につきましては、その要件となります森林経営計画が、美波町森林組合から赤松日浦の74.75haと、公益社団法人徳島県林業公社から赤松原尻の33.2haの合計2件の認定されておりますけれども、今のところ事業の実施予定はなく、場合によっては不執行という可能性もでてきております。

水産業振興費では、西河内及び赤松での稚鮎の放流、町内各所でのヒラメ稚魚の放流、阿部漁協のアオリイカ産卵礁の設置、木岐・西由岐・東由岐・志和岐漁協の有害生物駆除事業は実施済みであります。日和佐町漁協が実施する予定のアオリイカ産卵礁については実施時期を変えて3月に実施するというふうなことで聞いております。県の「とくしま明日の農林水産業づくり補助金」の輸出・流通販売促進事業を受けて、東由岐漁協が事業主体で実施しておりますアワビの蓄養水槽及び上屋の新設工事につきましては、夏前には完成し稼働しておりますが、同じく資源維持対策事業という項目の補助金を受けて、放流数量を増やして実施する予定の、由岐沖で実施予定のクエの稚魚の放流は、なるべく年内に実施しておきたいということで、地域振興室において準備を進めているところあります。美波の海の恵み研究会が主体となって取り組んでおりますヒジキの養殖試験事業については、前年度に収穫したヒジキの販路開拓が進められる一方、前年度と同じ大きさの枠による安定的な養殖技術の模索が今年度も行われる予定となっておりますが、種苗確保の難しさが大きな課題として浮上してきております。

商工振興費では、美波町商工会への補助金の支出、ふるさと由岐まつり実行委員会への補助金の支出は終わっており、補助金の支出はまだこれからでありますけれども、第1回美波町商工祭が8日に盛大に行われたことにつきましては、議員もご存知のとおりであります。観光費については、うみがめまつり運営委員会やトリアスロン実行委員会、由岐伊勢エビまつり実行委員会に対する補助やさくらまつり運営委員会や美波みなとまちづくり協議会、観光ボランティアガイド会、町観光協会に対する補助のほか、南阿波よくばり体験推進協議会や四国の右下右上がり協議会に対する負担金についても支出済みとなっております。今年度予定されている行事でこれから実施されるものにつきましては、美波みなとまちづくり協議会のイルミネーション設置と観光協会によります「ひわさ冬まつり」これは

以前の迎春イベントということになりますけれども、それと後、木岐椿公園愛護会の行事ぐらいとなっております。観光費に含まれるもので特殊なものとしたしまして、ふるさとイメージアップ支援事業と地域コーディネーター事業という緊急雇用創出事業費補助金を受けたものがございます。具体的には、日和佐駅観光案内所を拠点として町内各観光ポイントを連携・紹介することを目的として人を雇い入れたりパンフレットを印刷したりする事業でありまして、今年度が最後という予定のものもございますけれども、これにつきましても、適正順調に執行されております。

次に、阿南・那賀・美波、定住自立圏共生ビジョン、平成24年から28年度の方でございますが、冊子の14ページ中ほどに、議員のおっしゃいました第3章圏域の将来像、1. 圏域の課題と対応策、(1) 生活機能の強化に係る政策分野という項目に「産業振興」の項目がありまして、その記述に『人々が定住して持続可能な地域社会を構築するためには、自立した豊かな暮らしを支える地域産業の振興が不可欠です。これまで1市2町が培ってきた取組に加えて、新たな圏域の形成により広がった地域の特性や資源を十分に生じた産業の創出を積極的に推進していくことが必要です。』とありまして、更に、観光戦略、企業誘致、バイオマス分野等の推進、鳥獣害対策に取り組みますという趣旨の言葉が続いております。主な対応、その下の主な対応方策の表の中でも、観光圏の形成、鳥獣防止対策、企業誘致、雇用の促進、バイオマスタウン構想の推進といった言葉が並んでおります。一方同じ冊子の22ページには、他の分野を含めてそれらを整理・具体化した取り組み事業の一覧表が示されておりますが、その表中の12 阿南・那賀・美波観光圏実現事業、13 鳥獣被害防止対策事業、14 企業誘致広域プロジェクト事業、25 地元農産物魅力アップ事業の4つが、私の産業振興課の担当とされております。そしてそれぞれの取り組みにつきましては、31ページ以降でその予定している「事業概要」が示されているところであります。その事業概要によりますと、阿南・那賀・美波観光圏実現事業については、『1市2町に存する観光資源を掘り起こし、合同でパンフレット等を作成するなど、各地区の通年の魅力を継続的に情報発信することで、観光圏の形成を図る。』とされておりますが、後々、関係者が集まって具体的な協議を重ねる中で、事業が終わった後も継続して情報発信できる人材の育成しておくこと。そのことこそが重要であるという

ことに若干方針が変わってきておりまして、「地域ディレクター」と呼ぶそうした人材の発掘・育成を24年度から続けて進めているところであります。現在、地域ディレクターが撮影した地域や資源を紹介する映像を用いて定住自立観光圏PR番組「とくしまンボ！」という番組をつくりまして、テレビとくしまを初め、他地域のケーブルテレビや、インターネットのYouTubeなどでも継続的に発信するように取り組んでいるところです。また、「かめたろう」の圏域内外への派遣も好評を得ておりますけれども、次年度からはラジオ番組もスタートするような方向で検討が進められているところであります。次の企業誘致広域プロジェクト事業については、『情報を交換しながら広域的な企業誘致マップ及びDVDを作成し、東京都で開催される企業立地フェア、自治体総合フェア等への参加を目標とする』とされておりますが、当時主要なPR対象として想定されていた大塚の工場があります驚敷工業団地ですが、ビジョン作成後早々に完売しておりまして、その結果として昨年までは具体的な取組みはされておりません。今般、平成25年度から27年度の3カ年計画で、遊休地及び空き店舗対策、南海地震を念頭においた内陸型工業団地開発等の必要性調査、地域特性整理マップ等の作成を柱とする取り組み方向に軌道を修正いたしまして、今年度は、阿南市及び美波町の沿岸域に立地する中小企業等に対する内陸部や高台等への移転希望調査を行うこととなり、今、その調査カードの内容検討が阿南市の方で進められているところであります。鳥獣被害防止対策事業については、『圏域の各市町が連携して有害鳥獣の一斉捕獲等を行うとともに、設備導入に対する支援等の充実を図る。』とされておりますが、1市2町の取り組みの姿勢や内容にかなり隔たりもありまして、具体的な取組みは共同で実施するというようにはなっておりません。地元農水産物魅力アップ事業では、『圏域内の地産地消の取組を推進することにより、圏域内で生産される産物の魅力を再認識することにより、地域経済の活性化を図る。』とあり、これはそれぞれ1市2町が独自に様々な取組みをしているということが当然背景にあるわけでありましてけれども、最初から共同で特別に何かを取組みむという趣旨の内容にはなっておりませぬ、実際にこれといった取組みは行われておりませぬ。また恐らくこの点につきましては、四国の右下右上がり協議会の方で、さまざまな連携が行われておりますので、そちらの方に取組がシフトしているという要素もあるのだらうと思われま

す。以上、産業振興課が担当する分野におきましての現状を報告いたしました。定住自立圏構想につきましては、もともと、地方における大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化を防ぐため、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるということを中心目的とし、中心市の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するという政策であります。資料を見ておきますと、資料中に「相互連携」などの言葉が用いられてはおりますけれども、中心市が主導権を持って、能動的にその機能を高めていくという取り組みをすることが大前提となって財政措置を受けられるものでありまして、周辺町の場合はその高められた、あるいは高めていこうとする機能を有効なものとするために、必要となる若干の財政措置をしてもらえるというふうな枠組みの制度であると考えておりますので、これから産業振興分野で、どのような連携の可能性がという質問ではございますけれども、産業振興課担当分野で、今以上に連携が広がっていくという可能性は低いのではないかと考えているところであります。

最後に、去る 11 月 26 日に開催された中学生議会における答弁に関してであります。議員ご指摘のとおり、農林・水・商工の地場産業、企業の誘致、交流人口の増加を含めた観光客の誘引の三つの柱で産業振興を捉えている旨の答弁を町長は致しております。企業誘致に関しては、その答弁の続きの部分で、企業の海外流出や産業の空洞化が進む中、美波町に企業が来もらえる魅力はあるだろうかという点、南海トラフの巨大地震が想定される中で沿岸部の平地の殆どが浸水域となるという用地の問題の 2 点を示して、『なかなか実現が難しい課題』であるが『けれども諦めずにやっていきたい』と述べておりますので、「地場産業」と「観光客の誘引」に関して、今模索し始めていることを紹介して答弁とさせて頂きたいと思っております。

地場産業のうち、農・林の分野で共通して問題となっており解決が容易でないのは、後継者の問題であります。しかし直面している、当面直面している身近な課題ということで、耕作放棄地の増加と鳥獣害の問題、増加の問題があります。議員もご承知のとおり、駆除費用が多額に上っており頭を痛めているところでありますけれども、本来は、獣を殺すということが目的ではなくて、農地や作物を守る・追い払うということが取り組

みの目的や本筋であるべきだろうと考えております。一昨年から鳥獣害防止総合対策交付金整備事業で、圃場に対する5段電気柵の普及に努力してまいりました。3年目となる今年も、11月末現在で13地区で10.5kmの設置を予定しておりまして、3年の合計距離として73kmとなる見通しであります。しかし、費用対効果から来る制約で、受益者が3戸以上でないとその恩恵を受けることができず、地形的な制約から電気柵等で囲えなかった圃場が、後々集中して被害に遭うという問題も発生してきております。こうしたことから、仮に受益者が1戸で、家庭菜園的規模であっても、地域内の優良農地を次世代に渡していこうと被害対策を行う方に対して、町独自で必要となる資材費の半額を助成する制度を新設できないものかと検討を行っているところであります。

次に、水産業に関してであります。漁獲量の減少が様々な面で悪影響を与えており、漁業が産業として成立できないほど水産資源の減少やルール破壊が進んでいる漁業種類と地区が見受けられます。漁業は資源立地型産業でありますので、最終的には担い手である漁業者個人とその組織である漁協の問題に至るのではありますけれども、「県南の最大の魅力は海である！」と言って頂ける方々がいる間に、「過去の取り組みを無にしない」「資源を枯渇させない生き方」というものを当事者に考えてもらう取り組みを、行政として仕掛けていく必要性を強く感じているところであります。

最後に、商工・観光及び観光客の誘引についてであります。町長が諸般の報告でも触れましたとおり、今後の産業施策のあり方を考える場として、町長を座長とする「美波町産業関連施策検討懇話会」の初会合を10月31日に開催しています。参加を願った方は、商工会会長、観光協会会長、日和佐森林組合組合長、海部上灘漁業振興会会長、JAかいふ販売部長であり、今後、順次、団体ごとに現状と課題について掘り下げた説明を聞き、活性化策や振興策などについて業種の垣根を越えて一緒に考えていくという方向を確認致しております。役場その他の様々な事業や行事、イベント等によりなかなか開催日程がとれないという状況ではありますけれども、町内異業種の交流機会という貴重な場であり、地道に取組を継続していきたいと考えておりまして、その場で幾つかの施策や企画について、出席者の意見を聞いてみたいと思っているところであります。その内容といたしましては、まず、地域の需要や雇用を支える事業を

起業、あるいは創業しようとする小規模事業者及び、既に事業を営んでいる小規模事業者が、新規事業、新分野等に進出するいわゆる第二創業的な取り組みに対して、一定の条件の下で1,000千円を補助金の上限額として支援するような、そういう地域の新たな需要の掘り起こしや雇用の創出、特産品の開発などを通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする「美波町小規模事業所起業支援制度」創設の必要性や価値判断についてというのがまず上げられます。次に、夏場の一定期間限定とはありますけれども、相当数の遊泳客が訪れ、近隣住民の日常生活にも影響が出始めております日和佐川の特定区域の観光開発構想についてであります。最後に、日和佐町漁協傍にある漁具倉庫を私自身の感覚でありますけれども、なかなか良い雰囲気がございますので、その雰囲気を活かして改修し、漁協女性部等が開発・販売している様々な物産や季節商品の直売所、あるいは飲食提供施設、その他事業拠点等に転用出来ないものかというようなイメージを持っておりまして、先ほどいいました日和佐川の観光開発、それとこの2つにつきましては、役場内で検討グループを形成して素案を練ることができないものかと思案しているところであります。まだ考えはじめたものでありまして、裏付けの乏しいもので恐縮でございますけれども、答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

それでは自席から再問させていただきます。まず先ほど商工観光の方かな、ふるさとイメージアップ事業は今年度が最終になるということだったんですが、これは観光ボランティアガイド等も含まれるのでしょうか。最近ではタブレット端末を用いたのガイドなど、新聞紙面でも何度も取上げられております。地域の人材を掘り起こし、生かすすばらしい活動だと思えますし、まだまだ可能性は広がると期待しておりますが、来年度からはどのようなかたちで、継続されるのかお伺いします。

次に、産業振興関係では、定住自立圏構想に関して、連携が今後深まることは低い、また中心市の主導権によって動くものであるという答弁だったんですけれども、メリットをせっかく結んだ共生ビジョンですので、メリットを最大限に生かせるよう、阿南市に積極的に働きかけることはできないもののでしょうか。それと鳥獣被害防止対策事業について、1市2町の取り組みの姿勢や内容にかなり隔たりがあると答弁されましたが、その隔たりとはどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

最後に、新しくつくられた美波町産業関連施策懇話会についてですが、このメンバーに女性は入れないのでしょうか。産業団体の長だけでなく、1つの視点としては消費者側のニーズ、そういうものも重要ではないかと思うのですが、やっぱり消費者といえは女性視点というのは重要になってくると思います。現時点では考えられていないのなら、オブザーバーでもアドバイザーでも何でも、そのかたちはなんでもいいと思うのですが、やはり企画団体からの女性の視点というのは、現代社会においても、最も重要だと思いたしますが、いかがでしょうか。以上答弁をお願いします。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

再問にお答えいたします。まず、ふるさとイメージアップ支援事業と観光ボランティアガイド会の関係についてでございますけれども、たまたま今現時点では、効率的に運用ができていくようにということで、駅の観光案内所に両方が共同でいるという状況になっておりますけれども、本来観光ボランティア会につきましては、独立した存在であります。ただやはり安定して人がいるってということについては、非常に魅力もあり、効果が高いということで、観光ボランティア会としては、そういった人を引続き雇用してもらえないかというような申入れが来ているのは事実でありまして、ただ一方で町費でどんどん人を雇っていけるような状況でないってことは、議員もご承知のことだろうと思います。その後については、明確に方針が決まっているというわけではありませんので、例えばその観光ボランティア会を担当している担当者になれば、急にゼロにするっていう、今現在2人おりますので、急にゼロにするってことを避けつつ、新しい命を入れるといいですか、血を入れるといいですか、そういふような意味合いで例えば、地域おこし協力隊のような人を向かえいれて、そこにいてもらうようなことはできないかというふうなことも、担当者としては研究しているようなところでありまして、まだ結論がどうなるかにつきましては分かりませんが、基本的には観光ボランティア会というのは独立した存在で、一応必要最小限の支援、例えば場所に対する経費の支援でありますとか、あるいは活動に対する一定額の補助金でありますとか、そういったものにつきましては、町の方が行っているという点で、ご理解いただきたいと思います。

次に定住自立圏の中での話でございますけれども、鳥獣被害防止対策事業について、1市2町の取り組みや姿勢に隔たりが

あるという部分についてでございますけれども、先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、那賀町におきましては例えばその駆除費用といたしまして、ざっくりの金額で申し訳ないんですけれども、35,000千円ぐらいの奨励補償金を支出しております。猟友会に対する補助金としまして、当然谷がいくつもあって、班がいくつもあるということが前提ですけれども、合計額で3,000千円の補助金が出ております。それをあわせて38,000千円ということでありまして、さらに町営の四季美谷温泉、それともみじ川温泉があるということもあるんですけれども、そこでシカ肉等提供していくための、シカ肉の処理施設っていうものを町独自でつくっております、今現実にさまざまなメニューが四季美谷温泉などで提供されているという状況がありますので、そういったことも関連施策の一つになるかと思えます。で我が美波町につきましては、ご存知のとおり合計額で年間10,000千円を超えるような支出を昨年出しておりまして、今年度につきましても、そのようなかたちにならざるをえないなあというふうに思っておりますので、また3月補正の段階ではよろしくお願いしたいところでございますけれども、一方阿南市につきましては、まったくそのような話しがございません。ございませんといいますが、市としてのまとまった動きがある部分と、それと旧合併する以前の旧のブロックである動きがありまして、十分につかみきれない、担当者が十分につかみきれないっていう部分があって、結果的にですけれども、会合などでもそういった話は出てこない、県レベルの会合の中でも出てきてないんですよ。ですからそういう意味で分かりやすくいうと積極的でないという言い方になるんだろうと思えますけれども、そういう認識を私共持っているところでもあります。後、中心市の主導権の問題でありますけれども、たしかにそういう働きかけというのは必要であろうと思えます。折角つくった協定でありますので、それを生かして行くということにつきましては、当然大事なことだろうと思うんですけれども、産業振興分野だけでなく、さまざまな分野がございます。それにつきましては、総務企画課の方でまとめて対応していただいているところもありますので、また総務企画課長とも相談をしながら、少しでも有効になるようなかたちで対応を考えていきたいと思っております。

最後の産業関連施策検討懇話会でございますけれども、これにつきましては、町長が座長ということで、町長の方からご答

弁していただくのがいいんだろうと思いますけれども、担当をしております課長という立場で申し上げますと、いきなりわっと広げていくのはなかなかちょっと大変だなあと、もう少し足腰を強くした上で、おっしゃるような女性の視点、あるいは消費者の視点になんかについても機会をとらえて、オブザーバー的なかたちで加わっていただいたり、あるいは意見を聞くとかたちにしていただくのが今としては、今の現状からするとありがたいかなあというふうに思っております、一応前回協議した内容としましては、次に掘下げてやり取りをしましょうという部分につきましては、商工会の担当エリアということになっておりますので、先ずその点についてご理解いただきたいと思います。以上私の方からの答弁とさせていただきます。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

質問に対して答弁いただいたんですが、先ほど小坂課長は 1 点目の質問については、日常的な議員活動の中で対応できるものとおっしゃいました。しかし産業振興については、担当課の事務レベルの内容ではなく、事業を担う住民の意欲や共同意識の高まりも重要だと思います。それぞれの持つ情報量にも大きな差があるのは事実です。そういった点で、この一般質問の機会を通して、広く住民に知らせることも一つの方法だと私自身は考えております。詳細に説明していただき、ありがとうございました。産業の落ち込みや、町の活力の減退など、過疎化の進む自治体が直面する課題は多岐に渡りますが、先ほどからの答弁で、新たな取り組みも知り、説明にあった新たな企画、新たな仕掛け作りに着手する中で、その一つ一つが着実に結果に繋がれば大きな前進になると私は考えます。しかし実績に繋げるには、制度を継続しつつも、成果検証、新たな展開の検討も必ず必要になる場面もあると考えますので、今後とも持続可能な町にするために、実績に繋がるよう尽力いただきたいと思います。なお、課題としてあげられていたヒジキの養殖試験事業の種苗の確保については、専門家等も交え、解決策をぜひ見つけていただきたいと思います。

また鳥獣害対策の電気柵についての新たな制度の検討や、小規模事業所企業支援制度等については、本町の現実に即した現場の声をかたちにする大きな一歩となると思います。ぜひ実現できるように進めてもらいたいと思います。以上で 1 点目は終わります。

議 長

寺下議員

1 1 番 議 員

それでは2問目、防災意識向上、啓発のための課題について、質問します。現在、由岐地区において災害時要支援者個別避難支援計画作成のモデル地区事業やシルバーカーの試作改良等が行われ、意識啓発につながっています。ここですいません、訂正なんです、通告にはシニアカーと書いてありますが、シルバーカーのことです。失礼しました。でそれらの取り組みについては、将来的に全町的に広げて行くことが大事なことです、自助・共助の意識の高まりがあって、初めて効果を発揮できるのだと考えます。そこで次に2点について質問します。

まず1点目、現在それぞれの地区でどのような事業が行われているのかお伺いします。次にこれまでも、避難路の見直しをはじめ、ハザードマップに係わるワークショップ等意識啓発につながる取組みは続いています、3.11東日本大震災から2年9ヶ月がすぎ、防災意識が薄れている雰囲気も感じます。これからの意識啓発のために、まず取り組むべきことはなにか、町としての考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方から、防災意識向上・啓発についてのまず1点目、現在、それぞれの地区で、どのような事業が行われているのか、についてご説明させていただきます。

まず先ほど議員の方からありました、災害時要支援者個別避難計画作成モデル地区事業ということなんです、災害時要支援者個別避難計画作成モデル地区事業ということで、ご理解さしていただいて、ご説明させていただきます。それにつきましては、東由岐地区で行われているものでございまして、あとシルバーカーの試作改良といわれる事業につきましては、西由岐地区を中心に行われておるものでございます。これはいずれも、徳島県主導の南部津波減災対策推進会議「津波減災県南モデル」の中の災害弱者津波避難支援モデル事業で行われているものでございます。

災害時要支援者対策につきましては、先般の町長諸般の報告にもありましたとおり、要支援者名簿登録にあわせてまして、各地域での支援者づくりを、今現在、進めておるところでございまして、地震発災後、10分から12分で津波到達が予想される本町におきましては、1対1での支援、救援活動は大変難しい問題となっております。そこで今回、徳島県と海部郡3町、那賀町において、各町1地区をモデル地区として指定しまして、まず集落全体における避難支援プランを考えていくことになりま

した。美波町では、大きな津波被害が予想されます東由岐地区をモデル地区として指定さしていただき、11月15日には東由岐自主防災会役員会において、説明をさせていただいたところがあります。今後は世帯の状況調査、指定地区でのワークショップ等を開催いたしまして、集落での助け方のルール、災害時要援護者の抽出と必要な支援、支援できる者の抽出及び提供できる支援について協議していくこととしております。集落避難プラン作成ができれば、個別避難プラン作成に繋げ、モデル地区から他の地域へ展開ができればと考えております。

また、シルバーカーの試作改良につきましては、緊急避難器具の開発を目的といたしまして、日常的に使用しております介護用品等を改良し、避難時に最適な器具を製作し普及すること狙いといたしまして、阿南高専が中心となり製作、改良を行っているものでございます。

また、阿部地区におきましては、「放送と通信の融合による地域力・地域連携を生かした災害に強い徳島プロジェクト」推進会議（通称）「Join Town 徳島プロジェクト」が、進行中でございます。これにつきましては9月と12月、先般の諸般の報告でも少し報告をさせていただいておりますが、この事業につきましては「総務省ITC街づくり事業」の一環で、徳島県、美波町、四国放送が連携し、テレビを利用した、防災、災害時の安否情報、高齢化対策などについて、阿部地区をフィールドとし、実証実験を行い、システムを構築するプロジェクトであり、先般、10月20日にテレビを利用した避難訓練を行いました。当日は小雨が降っておりましたが、住民100名を超える参加がございました。今後も防災、災害時の安否情報、高齢化対策などについて、システムを構築するため、第2回目の避難訓練を来年1月19日（日）に行う予定といたしております。

2番目の「意識啓発のため、まず取り組むべきことは何か」でございますが、まず今後、何を啓発していくのかということでございますが、それにつきましては、いかなる災害であっても、「助かること」「生きること」「自ら考え、行動すること」を今後も啓発していきたいと考えております。そのためにはどうしていくべきかということでございますが、災害に対して「正しく恐れること」の意識の啓発を行うということ。それにつきましては、「正しい情報を発信して、その情報を共有すること」への取り組みを行うことだと考えております。その取り組みの一環としまして、町としては、広報、ホームページはもちろん、

講演会、講習会、避難訓練、学校への出前授業などを、今後も実施し、住民の方々へ周知を図っていきたいと考えております。また、自主防災会をはじめ町内会、学校、PTAなどと協議を行い、地域、家庭、学校の連携強化を図っていきたいと考えております。

また啓発を行っていく中で、重要なツールの一つは、口コミだと認識いたしております。講演会や講習会で、聞いたこと、学習したことを参加された方々が、参加されていない方々に、住民の方々に伝えていただくことで、2倍3倍と多くの方々への啓発となっていくと思われまますので、町といたしましても今後、講演会、講習会などの充実を図っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、積極的なご参加を頂き、住民の方々への正しい情報の発信源となって頂ければと考えております。以上です。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

では自席から再問したいと思います。先ほど課長の方から「正しく恐れること」という話しがあつたんですけれども、住民の中には津波の第1波が最大波と考えて、最初から諦めている人もいます。また避難してもその後の生活の困難なさに、大きな不安を持っているのも事実です。加えて本町は津波高や浸水想定、被害想定でも被害の度合いが高く、それが不安をより大きくしている現実もあります。それを少しでも緩和し、諦めない避難を放棄しない住民をつくるためには、先ほど課長もおっしゃられましたが、口コミによる伝え方というのがとても重要になってくると思います。地震や津波に関する正しい情報や、予測対応として現在の観測技術というの、飛躍的に進化してきていることなど、住民の安心につながる情報の発信というのは、とても必要だと思いますが、それに関してもやはり一方的な発信ではなく、高齢化の進む本町においては、先ほど町内会とか、防災会の講演会のようなものを充実させていくという話があつたんですけれども、もっとこう小さなコミュニティでというか、黒潮町がやられているのは10軒とか15軒単位の班でということ、ずっとソフト面での対応を防災に対する話し合いをしているという事例があつたんですけれども、もっと小さなコミュニティで、対話を深めることによって、理解を深めてもらうことも一つの手立てではないかと思ひます。それは本当にかんりの時間も労力もいることだと思ひますのでけれども、やはり1人でも多くの方に、逃げて頑張ってもらふという意識を育てるには、

そういうことも今後必要になってくるのではないかと思うんですけれども、そういう部分に関して、今後なにか取り組んでいこうと検討されている部分はありますか。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それでは、再問にお答えさせていただきます。まずどういうことをこれからやって行くかということなんですが、この15日にも開催させていただきます避難所の運営訓練っていう自主防の主催で開催いたします。そこでは、逃げた後、後どういうかたちで生活していくかってことを自主防の方々と一緒に考えていただいて、本当に後、逃げた後のことをこれから真剣に考えていきたいと考えております。それと小規模なコミュニティでのお話しといたしますが、そういうことに関してですが、まずここにもちょっと話し、先ほど話をさせていただいたんですが、学校では子ども達は防災意識の教育とか、たくさんされていますが、保護者の方、なかなかやっぱりそういうことに、やっぱり生活に追われてまして、なかなかないところがございますので、今後、この前も園校長会の方でちょっとお話しをさせていただいたんですが、こちらの方から出向いていかさせていただきますので、保護者会であるとか、PTAの総会であるとか、そういうところでいろいろ防災意識に関する教育といたしますか、お話をさせていただきたいということで、ご連絡をさせていただいております。そういうところから学校・家庭、それと地域が連携していければとは考えております。後、町内会より小さい単位でのコミュニティの話し、それも今後、検討していかなければならないと思っております。町内会単位でありますとか、老人会、自主防災会っていうことでいかしていただいたこと、実績はありますので、その辺も今後、検討はさせていただきたいと考えております。以上です。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

先ほどの答弁などで、現状の促した課題というのは、しっかりと上がってきていると思います。防災対策は、ある程度、予測のつく台風や豪雨災害への対処、それとまだまだ予測のつかない地震津波対策、それぞれ分けて考えていく必要があります、ルールについてもそれぞれにおいて違ったものになると思います。また対策については、消防防災課・保健福祉課と一つの所管ごとで対応するものではなく、全職員が高い意識を持って取り組むべきものです。今後とも、課を超えた連携、そのための危機管理プロジェクトの設置であると考えますので、着実に結

果につながるよう、諦めない住民を 1 人でも増やす努力を、避難後の生活にもしっかりと準備対応できる体制づくりを、住民・職員一丸となって取り組めるよう、その方向性をしっかりと見極めて、継続して続けてもらいたいと思います。2 点目は以上です。

議 長 寺下議員

1 1 番 議員 3 問目、医療体制のソフト面について質問します。新病院・医療保健センターの建設に向けては、限られた時間の中で全力で取り組んでいただき、着実に前進しています。今後もタイトなスケジュールではありますが、住民の暮らしを支える重要な施設として、平成 28 年 4 月の開院に向けて、努力していただきたいと思います。それとあわせて、ソフト面についてもしっかりと体制を整えることが重要だと私は考えます。

そこで次の 3 点について質問いたします。まず 1 点目、全国的に医師不足と言われる現状で、一つの町で医師の確保が完結する時代ではなくなってきました。美波町立病院整備方針においては、常勤医師 5 名、非常勤医師 4 名の確保が掲げられていますが、現実問題として、ハードルは高いと思います。それをクリアーするためにも、さまざまな期間と情報を共有し、連携を広げることは重要だと思いますし、それにより医師の確保、また新たな医療サービスの提供につながると思います。県内の医療環境においては、徳島県地域医療再生計画の取り組みにおいて、地域医療支援センターの発展や、寄付講座の展開により、環境整備がなされていると期待されます。若手医師の育成研修には、指導医の育成指導も重要になると思いますが、今後、新病院、診療所においても、そのような医師確保は可能となるのかお伺いします。

次に阿南市でも中央病院と共栄病院の統合が発表されました。定住自立圏構想の中で、これまでも医師の派遣等の連携が上がっていましたが、今後、新たな連携、医師派遣の強化などの支援は具体化してくるのか、お伺いします。

最後に本町において、病院・診療所の開院、医療保健センターの開設までに組織体制において、機構改革等は検討されているのか、お伺いします。以上よろしく申し上げます。

議 長 町長

町 長 私の方から答弁させていただきたいと思います。まず現在の医師状況につきまして、議員もおっしゃっていただいたんですけども、日和佐病院で常勤医が 1 名、由岐病院で常勤医が 3

名、阿部診療所で常勤医が 1 名となっております。美波町全体では医師の数は合計 5 名というふうになっております。後期研修医の研修にかかる指導医につきましては、現在、由岐病院の本田医院長先生が指導医研修を受けているため、由岐病院での研修医の受入は可能でありまして、徳島大学病院と阿南共栄病院とは研修医の受入、協力病院となっているところであります。このため、両病院からの研修医の受け入れについては、希望があれば受入れることといたしておりますが、指導医研修を受けた指導医とは別に専門医での研修などもあり、大規模病院に研修医が研修する傾向にあります。このようなことから、新病院・診療所において、研修医を受入れるためには、専門医の配置や指導する時間等をとる必要があります、現在の医師数では難しい状況にあるというふうに考えております。

次に、阿南市の中央病院と共栄病院の統合の件でございますけれども、この件につきましては、11 月 24 日付けの徳島新聞において、医師の不足による両病院の救急医療の縮小などの問題があることから、統合が行われると報道がございましたが、病院の規模、これは新しい病院ですが、新しい医療センター（仮称）の病院の規模、診療科目、設備等につきましては、詳細については決まっておらず、今年度末をめどに、基本構想案を策定中とのこととあります。したがって、現段階では新たな連携・支援についてはまだ未定であるということでございます。

最後に病院・診療所の開院、医療保健センターの開業までに組織体制・機構改革の検討でございますけれども、現在まだ検討は行っておりません。今後、検討して行く予定でございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

新病院と医療保健センターとの組織については、まだ検討を行っていないという話だったんですけれども、前回の一般質問でも、私はソフト面について質問して、そのとき今後検討する、調整するという答弁でした。やはりこう一つのを統合して進めて行くという部分に関しては、新たな取組みというか、部分もありますので、なかなか今までやってきたのと同じようなやり方ではいけないと思うんですけれども、全国の統合再編を行った病院の事例でありますとか、専門家の意見、あるいはそういった組織の中に、専門家に入っていただくということも含めて、今後検討されるのか、今の現状でいいですので、お伺いします。

議
町

長 町長

先ほども申しましたけれども、全国的に統合が行われているところでは事例はございますが、私共の町のように、2つの病院が一つになるというのは割りとめずらしい事例でございまして、新しい新病院の医院長先生でありますとか、そういった体制については、微妙なところもございますので、慎重にしているというところではあります。先ほどの答弁で短かったものですから、あれですけれども、医療保健センターにつきましては、町の機構の中の、いわゆる部門が医療保健センターにどこがいくかというのは内部で今、検討はしております。そういったこともありまして、今回のご質問の病院と医療保健センター、両方ということにつきまして、議員が今おっしゃっていただいた専門家を入れる、専門的な方をメンバーに加えた、どういんですかね、協議会といいますかそういった新体制をつくるなにかの部署をつくるかということも含めて、今現在それを考えているわけではございませんで、平成28年度開院ということではございますので、遅くとも26年度の前半にはそういったことに取り掛かっていかなければいけないというふうに考えておりまして、内部的なことは現在も申しましたように課内の中で相談といたしますか、協議を進めて行くというような状況段階であります。

議

長 寺下議員

1 1 番 議

今後の医師確保であったり、組織体制に関しては、限られた人材の中で、さまざまな困難な課題もあると重々承知しておりますが、やはり後回しにできるものでは決してないと思っております。先ほど、病院と医療保健センターのそういう組織的なものに関しては、分けて考えて行くということだったし、また平成26年度の前半にはもう検討をしていかなければという話しおありましたので、やはり早め早め早期に機構改革を行って、現場の職員はもとより、住民にも安心をもたらしてもらいたいと思います。以上で私の質問は終わります。

議

長 寺下議員の一般質問は終了しました。

小休します。

(時に 10時26分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議

長 再開いたします。

続いて13番、舛田議員の一般質問を許可いたします。

舛田議員

1 3 番 議 員

質問をいたします。東北大震災以降、各電力会社は原発に変わる代替エネルギーの使用により、結果各社は電力料金の値上げをいたしております。我々町民の家計も、そして美波町も負担が増していることはご存知だと思います。電気料金が今後下がることということは考えられない今、ある自治体におきましては、再生可能エネルギー、つまり太陽光発電・風力発電・バイオマスエネルギー等の建設や導入を進めたり、検討中のところもあると聞いております。美波町でも、町有林、町有の遊休地また庁舎や病院の屋上、学校の屋根などを利用しての再生エネルギー事業も可能であると思います。エネルギーを自家用に賄うのは当然として、余った電力を売る売電事業も町有財産の有効活用、また新規事業の一環として考えてはどうでしょうか。そこでこの再生エネルギー事業を検討されたことはありませんでしたか。もし計画中でもあればお聞きをいたします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

ただ今の舛田議員のご質問に答弁させていただきます。電気料金については、原子力発電所の停止に伴い、今年7月から四国電力管内において値上げが実施され、役場本庁舎も年間10%の増、金額にして約600千円の電気料金の負担が増えておりまして、町財政にも少なからず影響を与えているのが現状であります。

さて、現在町有施設で太陽光発電などの発電設備を設置いたしていますのは日和佐小学校体育館で、規模は8.4kWh、年間発電量約10,000kWhとなっております。また、現在国の公共施設再生可能エネルギー事業によりまして、日和佐中学校に10kWh、年間発電量にしまして約12,000kWhの太陽光パネルと蓄電池を設置工事中でございます。この事業につきましては、他にも日和佐公民館及びイザリキャンプ場を予定いたしておりましたけれども、日和佐公民館につきましては屋根の強度の問題がございまして、設置が難しい状態であります。また、イザリキャンプ場におきましても施設が未耐震ということであることから別の施設に設置することを現在検討しているところでございます。

一方町有地については、徳島県が進めていますメガソーラー誘致事業の候補地として、恵比須浜字田井の通称たくみの町有地を挙げております。しかしながら海岸に近く津波が予測されることや日当たりなどから、問い合わせはあるものの誘致には

至っていないのが現状であります。

現在、建物への設置及び設置を計画している太陽光発電につきましては、売電を目的ではなく自家消費と災害時の電力確保を目的といたしております。売電をビジネスとして考えるとやはり面積がある程度確保できる土地への設置が有利であり、その場合は維持管理面などから土地を賃貸し、その賃料を収入することが町にとっては効率的であると考えられます。

現在、恵比須浜田井のたくみの町有地をメガソーラー候補地として挙げておりますが、これはある程度の広さございまして、約7,000㎡の広ががございます。が確保できることでありまして、他の町有地につきましては、面積が少なく採算性が非常に少ない場所であることから候補地には挙げていないのところでございます。

遊休地や遊休施設なども含めまして、町有資産の有効活用については、その立地条件などによりまして、活用策も違ってくるかと思っております。今後も出来る限り有効利用できるように努めていきたいと考えております。以上です。

議 長
1 3 番 議 員

舛田議員
自席から再質問をさせていただきます。ここで町長にお尋ねをしたいんですが、本題からずれるかも分かりませんが、町有林とか、遊んでいる町有地を有効活用する、極端な話しと申しますか、例なんです、津波避難タワーとか町内放送のスピーカーの電柱とか、あらゆる町内の設備を本来の目的以外に、こう何か利用できないかというような、こう生産的な考えやアイデアはこう我々町民も職員も町としても非常に大事なことはないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょう。ちょっと伺いをします。

議 長
町 長

町長
今、おっしゃられたことについて、その様な考え方と申しますか、したことは、いわゆる避難タワーそれからパンザマストを何かに使うと、というような考え方をしたことは今までございませんでしたけれども、何かそれをこのようなかたちで使われるでありますとか、ご提案とかなんかこうただけるようなものがまたございましたら、検討はさしていただいて、有効利用というのはするのに越したことがないということがございますので、そのようなかたちで今後対応させていただきたいと思っております。

議 長

舛田議員

1 3 番 議 員

次の質問をします。ウミガメ上陸数回復策についてお伺いをいたします。去る 11 月 27 日、アメリカから来町されたウミガメ研究者のブレイク・ウェザリントン博士が、ウミガメ保護の意見交換会において、その対策を話し合ったということが報道されておりました。その中で、「明かりが何箇所が見える。その明かりは、ウミガメにとっては気になるものだ。」そのようなことを述べられたように記憶しておりますが、実際どのような指摘・提言をされたのかを、改めてお聞きをします。またそのご指摘によって、どのような対策を講じようとしているのかも、お尋ねをいたします。

議 長
社会教育課長

社会教育課長

それでは、私の方からは、舛田議員さんからいただきましたご質問、ウミガメ研究者ウェザリントン博士のアドバイス・提言の内容及び対策につきましてお答えをさせていただきます。

去る 11 月 26 日、フロリダの野生動物研究所上席研究員であり、アカウミガメの研究者として世界的に知られるブレイク・ウェザリントン博士をお招きし、午前中は、ウミガメ保護対策協議会委員や保護監視員、観光ボランティアガイド、町関係者等が参加の下ディスカッションを行い、第 2 部として午後 7 時 30 分から 9 時頃まで、「フロリダのアカウミガメ保護と大浜海岸の現状」と題して町内外より約 70 名の参加をいただき、講演会を開催致しました。

「大浜海岸における現状と今後の課題について」をテーマとしたディスカッションでは、まず大浜海岸でのウミガメ保護の先駆者である近藤康男さんより「大浜海岸における日本のウミガメ保護調査研究の黎明」と題しての発表を頂き、次にうみがめ博物館の田中学芸員より博物館としての最近の取り組み等について発表を行いました。その後、日本ウミガメ協議会の方より、日本全体のウミガメの状況と日和佐の位置づけと題して、日本国内での産卵数の状況などについて状況説明があり、ウェザリントン博士からは、大浜海岸における人工の光によるウミガメへの影響と対策について、ご提言を頂きました。

ウェザリントン博士からの主な提言内容としましては、白い光の蛍光灯や水銀灯の明かりは、ウミガメの上陸に影響があり、一方オレンジ色の低圧ナトリウム光は、ウミガメにやさしい光であり、ウミガメにとっては、見えにくいことや、また人工の光への対策として、消せない光は、方向や色を変えてみる。例えば LED の光は、波長が狭くコントロールがしやすいだけで

なく、カメにとっても見えにくい波長も選ぶことができるとのことで、その実証例といたしまして、フロリダの一部の浜では、LED照明に変え、なお光源を広く設定し浜から光が見えない環境をつくった結果、カメが上陸産卵するようになったことや光をコントロールすることで、人間の目の負担軽減や町の景観向上にも繋がった等、フロリダの現状や研究成果の報告と合わせて、同様に大浜海岸に届く人工の光がウミガメの上陸に影響を及ぼしているのではないかとのお話がございました。その対策としましては、白色光である蛍光灯や水銀灯をオレンジ色の低圧ナトリウム光やウミガメに影響の少ないLED光に変更することで改善できるとのご助言をいただきました。

また第2部の講演会では、主にフロリダでの子ガメの保護の現状や生態、子ガメが砂浜で受ける脅威や海に出てからの行動などについて、ご講演をいただきました。中でも、孵化子ガメは視覚に頼り、僅かに明るい海を目指すため、誘引の要因となる人工の光が子ガメにとっての脅威となっており、そのことを親ガメは、知っていて海よりも明るい砂浜に産卵しない習性を持っている等、大変興味深いお話も伺うことができました。

この度、ウェザリントン博士からいただきました大変貴重なご提言を参考に、民間施設や関係機関と協議を行い、ウミガメに影響を及ぼす光環境の改善に町民の皆様、民間の施設等のご協力をいただきながらウミガメが安心して産卵が出来る大浜海岸の環境整備に努めてまいりたいと考えております。私からは、以上です。

議長 舩田議員
13番議員 何か対策を講じるということだと思いますが、それは防犯上とか、あるいは交通の安全上、支障の無いようにしていただきたいと思います。そして上陸数が増えるということを期待しております。以上で私の質問を終わります。

議長 舩田議員の質問は終了しました。
次に7番、北山議員の一般質問を許可いたします。
北山議員

7番議員 それでは一般質問をさせていただきます。私は3点通告してありましたが、避難訓練につきましては、12月15日に訓練が実施されますので、その結果を踏まえた質問をするために次回に回したいと思いますので、大きく2点についてお聞きいたします。

第1点目は「産業関連施策検討会議」について、町長は9月

議会において同僚議員の質問に対し「一次産業の振興って言うのは難しいところがございまして、特効薬的なものがございません。かと言っていつまでも手をこまねいている訳には行きませんので、来月私が座長になります美波町産業関連施策検討会議を立ち上げ、いろんな人の意見を頂きながら町の支援も含めてどんな取り組みが有効かっていうところをしっかりとお聞きして、施策に反映できていったらと考えている。」と一次産業の振興について並々なならぬ決意で答弁されたと思います。また、今議会初日の提案理由の説明で、町長を座長とする「美波町産業関連施策検討懇話会」の第1回会合を10月31日に開催したという報告がありました。そこで会合の内容についてお聞きします。

まず、出席した5団体の代表から団体のおかれている状況や産業の動きについて報告があったとありますが、各団体の報告をお聞かせください。次に意見交換ではどんな話が出たのかお聞かせをください。次に、次回からは各団体に現状と課題を掘り下げた説明を聞くとありますが、今後どのように課題・問題点を浮かび揚げ施策に反映させていくのか、今後のスケジュールも含めもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それでは、北山議員の最初の項目について答弁をさせて頂きます。町長が諸般の報告でも触れましたとおり、今後の産業施策のあり方を考える場に関しましては、町長を座長とします「美波町産業関連施策検討懇話会」の第1回会合を10月31日に開催しております。

参加を願った方につきましては、先ほどの答弁でも出ておりますけれども、美波町商工会会長、美波町観光協会会長、日和佐森林組合組合長、海部上灘漁業振興会会長、JAかいふ販売部長であります。

議員の質問の内容、それぞれからどのような発言があったのかということですが、ちょっとこまかいメモを今ちょっと持参しておりません。申し訳ございません。もっと総論的な質問であろうと考えておったものですから、手元に細かい資料がございませんので、できましたらあとでちょっと具体的に説明をさせていただければと思っておりますのでございますけれども、やはりそれぞれの方から、さまざまな面で非常に厳しい状況にあると、議員も先ほどおっしゃいましたように、なか

なか特効薬がなくて、本当に困っているんだということがありまして、「皆で一緒に知恵をあわしながらやっていかなといかなあ」というふうな内容のものでございまして、意見交換の内容につきましても、やはりそういうふうなところに終始していくわけなんですけれども、今後の動き等も関係が出てくるんですけれども、ちょうど私自身もっております漁業関係の資料ですね、由岐町時代の資料で、港勢調査の平成の初めから昨年あたりまでの資料をちょっとお配りしまして、町の方でやっている水産関連施策について、そういったものを背景にしながら、例えば旧由岐町時代にこういう取り組みをしてまいりましたと、美波町でも現在例えば議員も参加していただいております海の恵み

研究会でヒジキを養殖している背景にも、これだけ漁獲量が減ってきた中で、違う切り口の新しい取り組みをしていかなければ、光が見えないだろうという中で模索をしておりますという説明をさせていただきました。次については商工会から順番に行きましょうという話をしているわけなんですけれども、やっぱり既存の資料からでも、例えば商店の数がどう減ってきたとか、業種がどう動いてきたとか、そういったことを読み取る事ができるはずですし、森林組合でも業務報告書というものが当然毎年のように作られておりまして、総会があるわけですね。そういった資料を改めてそれぞれの方に検証をしていただいて、説明をしていただくと同時にそれぞれの団体なりに思うこと、こういうことをするとまた新しい光がさすのではないかと、あるいはそのためには自分たちがこういう努力はするけれども、行政としてもこういう支援をしてほしい、そういうような具体的な話をしていこうじゃありませんかというふうなかたちのやりとりとなっております。

先ほど寺下議員の質問の中でも触れましたけれども、単純な懇話会と、あるいは懇談会ということではなくて、我々町としましても、新しい施策について有効性でありますとか、あるいはその価値について意見をいただく場として活用させていただきたいと思っておりますし、関係者が望む具体的施策があれば、それが果たして実現可能なものであるかどうか、そういうことについても一緒に検討して行くというふうなことで、考えていきたいと思っておりますとありまして、ちょっと抽象的でもし分けないんですけれども、まだまだ緒についたばかりの取り組みということで、なかなか具体的スケジュールというものもお

示しできないということで、非常に申し訳ないんですけども、まず今の段階ではそういう点でご了解いただきたいと思います。

議 長
7 番 議 員

北山議員

自席から再問させていただきたいと思います。1問目、2問目の現状や産業の動きについての報告と書かれてあったんで、ほーいう話が聞かせていただけるんかなあと思っておったんですが、意見交換会、意見交換も含めて困っているんだというような、そういう話だったというように今、答弁いただきました。せっかくいい取組だと思います。私は課題とか、問題点を今後具体的に、課長も具体的に意見の交換をしていくと、そのために課題や問題点を浮かび上げる作業、こういうことが今後の重要な課題だろうと思います。私は漁業者なんで、漁業問題を例にしますが、午前中の課長の答弁にもありましたように、漁業を取り巻く環境っていうんは、まず漁獲の減少、魚価の低迷等によって、最終後継者問題ということで、漁業を継がせたくても継がせられないというような話しになっていきます。それらをいろんな角度から分析して、問題を取り上げていく。その問題を持ち寄って、異業種間で検討して問題解決の糸口を見出し、施策に反映さすという、本当に今までにないすばらしい取組だと思います。

そこで今後、お聞きをしたいんですが、今後、課題・問題点を探る上で、国あたりもやっていると思うんですが、各これは漁業を一つの例として、各組合の事務レベルの人達に寄っていただいて、各漁業の実情なり問題点、それをこう探っていく作業は重要でないかなあと考えます。また各組合、組合の役員あるいは組合長に来てもらって、そこらの事務的なことも含めて探っていく。各組合の問題点を浮かび上がらしてくるというような、そういうような作業も有効な手立てでないのかなあと考えます。そういうことを今後、美波町産業関連施策検討懇話会の場で、やっていくことについて、どのように考えて行くのか、午前中いろんなほかの問題で、課長独自の考えも披露されていたように思うんですが、まずやっぱり現場の感じている問題点っていうんを十分浮かび上がらして、それをいろんな業種の人も交えて、どう対策して行くのか、その対策の糸口とを見出して行くと、そういう作業が今後必要になってくると思うんですが、そこらについて少し考えがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

再問にお答えいたします。かなり個別・具体の漁業に関する
ことを題材にしてのご質問ということでございましたけれども、一応漁業ということに関しましては、海部上灘漁業振興会
が美波町の中にはございまして、7漁協の組合長が集まり、そこ
に我々事務方の人間も同席して、さまざまな課題を探っていく
という場がございます。またさらに少し枠を広げててですね、
海部振興会の方もございまして、今現在は阿部の富浦組合長が
両組織の代表者をされているということがございます。さらに
ですね、今回の諸般の報告の中にも触れましたような、アオリ
イカをとりあえずターゲットとしてのブランド戦略、そういつ
たことも進めていっているわけなんですけれども、それらはま
ず全てとっていいぐらい、先ほど議員がおっしゃったような
話をベースにしながら積み上げられております。なかなか組合
によってですね、例えば海部上灘漁業振興会の中で議論あれた
内容が、ストレートに返っていかない、これ役員会の開き方、
あるいは頻度であったり内容であったりに差があるということ
が一番大きいんではないかと申し上げますけれども、それがために役員
に浸透しない。あるいは漁業者に浸透しない、そういったこと
がどうもあるようには思うんですけれども、なかなか今の状況
でこの懇話会がそこまで踏み込んで対応するというのは難しい
のかなあと、先ほどの寺下議員の質問の中に女性の視点、ある
いは消費者の視点ということを入れられてはという非常にあり
がたい提言をいただいております。私をもちろんですけれども、まだ一気
にそこに踏み出していける状況にないのは事実であります。私
をもちろんですけれども、関係する職員ももっと勉強をし
なければ、なかなか区別具体的な話しに踏み込んでいける状況に
ないというのが実情でありまして、もう少し時間をいただかな
いといけないと同時に、住み分けといいますか、やはり漁業に
関することについては基本的に海部上灘漁業振興会の中である
程度煮詰めていただいて、それをまとめて報告をしていただく
中で、全体的に網をかけるような施策、そういうものを議論し
て行くような場が多分この懇話会の機能として期待されるんでは
ないかというふうに私自身は考えております。

一方で当然、産業振興課の中には水産担当がおりますし、由
岐支所の中にも水産担当がございまして、それぞれの担当につき
ましては、それぞれの漁協との接点がございまして、行き来が
ございまして、可能な範囲の応援はもちろんです。

すし、先ほど触れましたヒジキの養殖実験なんかにつきましても、そういった話の中でやっていこうということで、これも組合によって温度差があるのは議員もご承知のとおりでありますし、やはり課題も抱えておるわけでございますけれども、できることにつきましては、どんどんやっていっている。これも可能な範囲でということで、お断りをさせていただきますけれども、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また国もそうだとするような言葉もちょっとございましたけれども、やはり課題やあるいは問題点を抽出し、解決して行く中には、ローカルな部分に入って行く切り口と同時に、間逆にですね、もっと大所高所から考えて行く、そういう必要性もございます。そういったことも考えて、最善の議会の方ではアドバイザーを呼ぶ謝金でありますとか、旅費なんかもまわしていただいております。まだ現時点では具体的なスケジュールがない状況でございますので、それがいつの段階でどのようににつきましては、次の第2回会合以降話しになるわけなんですけれども、そういった点につきましても有効に使わせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長
7 番 議員

長 北山議員

それでは再再問をさせていただきます。課長の話で、今まで、私が例にとったんは、私が漁業者ということで、全ての5団体同じことが言えるのかなあということで、一番自分としては分かりやすい漁業問題ということで、質問をさせてもらっているわけです。その中で先ほど課長もいわれましたが、海部上灘漁業振興会の中で議論されたこと、それが各組合に、組合の役員あるいは組合員に浸透していないと、それはずっと今までの状況がそういうふうなかたちだったというのは、私も承知しております。しかし今回せつかくこういう画期的なといいますか、素晴らしい取り組みを美波町独自でやっていくという中で、やはり振興会は当然ありますが、やっぱり各組合の生の意見をその懇話会の中で他の業種の方に聞いていただいて、先ほどヒジキの例もありましたが、またその販路の拡大とか、いろんな問題が今後できてくると思います。意外なところでその施策に反映できるような糸口が見出していけるんでないのかなあ、ということもやっぱり今までの取り組みと違う取り組みをやるんであるんで、それとはまた違う取り組みもまたやっていくべきでないのかなあ、そのように感じています。今後のスケジ

ルールについてはまだぜんぜん目途がたっていないというような話しなんです、先般の第1回の会議でも、少なくとも月に1回会を開いていこうと確認をされたというような、そういう報告もありました。早急にやはりスケジュールを決定して、どんどん前に進めて行ってもらいたいと思います。今、これは皆の承知のことだと思いますが、この取組みっていうのは今、漁業者は大変厳しい漁業者がおかれておる、他の一次産業も同じですが、その一次産業にとっては光明を見るような施策だと思えますんで、ぜひ今までの枠にとらわれず、成功させていただきたいと思います。そしてそれが、町の活性化の突破口にしてもらいたいと思いますんで、とても期待をしていますんで、どうぞよろしく願いをいたします。

最後に町長に再度、決意を伺いたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

議
町

長 町長

長 今、議員の方から全ておっしゃっていただいたとおりでございます。本当に農林水産業、いわゆる地場産業・商工を含めたのを地場産業っていうふうに私共はくくっておりますけれども、そこがまあ疲弊してくるっていうような現状の中で、そこが元気にならないと町の元気はないっていうふうに認識しております、その危機感がこの懇話会を作らしたといえますか、ですから先ほど、小坂課長がいったスケジュール的なものっていうのは、細かいところはありませんけれども、大枠として先ほどいいましたよう、できるだけ月に1回会合をもつようにしよう、それからまず、前回は設立・総会的なものであったので、次からは一つずつ商工会について課題・現状を発表していただいて、残りの方がそれについてどう連携できるかとか、ご意見をいっていただくというようなものやっていると、ですから5つの団体に出ていっていただいておりますので、そういったことをやっているっていうようなことから含めて、そして先ほど議員からご提案のありました、もう少し事務レベルもどうかというようなことは、もちろんその可能性というのはもちろんございますし、第1回目の会議でも、じゃあトップが出れない場合は代理でも、職員でもというようなお話もございました。そういったこともございまして、会長さんが全て把握しているというわけではないだろうと思いますんで、場合によってはそういった方に来ていただいて、現場の声を聞くというようなことも手法として、とっていくということは十分考えられま

す。そういったことでこれについてはしっかりとやっていきたいと思っております。

議長
7 番 議員

北山議員

第 2 点目は教育委員会の取り組みについてお聞きをします。その 1 としまして、教育委員会定例会の開催周知と定例会会議録のホームページへの掲載についてお聞きします。

私は、機会があれば教育委員会の定例会の傍聴に行っていますが、住民の方の傍聴は、合併当時はありましたが最近では全くありません。定例会の開催について聞いてみてもほとんどの方が、いつ開催しているのか知らないと答えています。この現実をどのように考えているのか。また、現在定例会の開催の周知は広報みなみに掲載されているだけだと思いますが、少ないとは思いませんか。教育委員会としては傍聴者を増やす努力をするべきでありそのことが、そのことが開かれた教育委員会、身近な教育委員会、地域に根ざした教育委員会になるための第一歩だと思えますがどのように考えますか。

次に会議録のホームページへの掲載についてお聞きします。今年の 3 月議会において会議録について質問をして以来、いまだにホームページに掲載されていません。7 月の定例会では会議録の公開時に発言者の氏名を公開するという事も決定しています。また美波町の会議録と他町の公開されている会議録を比べても、遜色がないといってもいいぐらい良い会議録になってきたと思えます。会議録のホームページへの掲載をなぜしないのかお聞かせをいただきたいと思えます。

次にその 2 としまして、文教厚生委員になって 1 年半余りの間で、数人のいじめ事象と数人の不登校児童の報告を受けている中、いじめ防止対策推進法の具体的運用を定めた国の基本方針がまとまり県教育委員会より県のひな形を参考に各学校独自の基本方針を年度内に作成する通知があったと聞きますが、教育委員会は、いじめ防止についてどのような対策を考えているのかお聞かせください。

議長
教 育 長

教育長

それでは教育委員会の取組みにつきまして、私から 2 点目のいじめ防止についての対策につきまして、ご答弁させていただきまして、1 点目に付きましては、教育次長からご答弁をさせていただきます。

いじめ防止対策推進法の施行を受けて、国から「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されました。これを参酌して、

学校は「学校いじめ防止基本方針」を定めることが義務付けられています。その時期が、今年度末を目途に策定を予定している「徳島県いじめ防止基本方針」との関連から、県のひな形を示されて後、年度内の策定が求められております。

いじめ防止の対策につきましては、いじめ防止対策推進法を踏まえて取り組むこととなります。基本的施策では、「学校におけるいじめの防止」として、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、「いじめの早期発見のための措置」として、児童等に対する定期的な調査、相談体制の整備、「いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上」として、研修の実施や資質の向上に必要な措置、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」として、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する啓発活動、いじめの防止等に関する措置では、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校へのいじめの防止等のための組織の設置、「いじめに対する措置」として、いじめの事実があると思われる在籍学校への通報、通報を受けた学校から学校設置者への報告。いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための措置、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との事案に係る情報の共有、犯罪行為として取り扱われるべきものである時の所轄警察署との連携、「学校の設置者による措置」として、いじめ報告に係る事案についての自らの必要な調査の実施、「校長及び教員による懲戒」として、教育上必要な措置としての懲戒。「出席停止制度の適切な運用等」として、いじめを行った児童等の出席停止を求める等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置、「学校相互間の連携協力体制の整備」として、在籍学校が異なる児童等のいじめへの対応における、学校相互間の連携協力体制の整備、重大事案への対処では、「学校設置者又はその設置する学校による対処」として、重大事態に対処、防止するための組織の設置と事実関係を明確にするための調査、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対する必要な情報の提供、学校が行う調査への支援。「公立の学校に係る対

処」として、重大事態が発生した旨の当該地方公共団体の長への報告、地方公共団体の長による調査を行った場合の、議会への結果報告、重大事態等への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置、抜粋ではありますが、以上を踏まえながら対応することとなります。以上です。

議 長
教 育 次 長

教育次長

私の方からは、1番目の質問にお答えいたします。教育委員会定例会の周知につきましては、議員おっしゃりましたとおり「広報みなみ」への掲載、それから告示板、町内3ヶ所の掲示板に告示をいたしております。会議日程それから場所などが変更された場合は防災行政無線での放送を行うことといたしております。それから会議録のホームページへの掲載につきましては、これも議員おっしゃりますとおり、3月定例会で同様のご質問をいただきました。その中で答弁といたしましては、「今、試行錯誤でやっているのもう少し時間をいただきたい」というふうな答弁をしたところえております。今、試行錯誤も今もしておりますけれども、教育委員会会議の中でもホームページの掲載については前向きな議論となっております。ただここで掲載時期について、いつからということは申し上げられませんが、次回以降の定例教育委員会会議の中で決めていきたいと考えております。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

これ答弁漏れになるんですかね、周知について、広報みなみと掲示板、場所が変更した場合は放送でというようなこと。私の質問は少ないとは思わないのか、できるだけ傍聴をしてもらえるような、そういう対策を講じるというようなつもりはないのかというような、そういう趣旨で聞かしていただいたんですが、そこらの答弁はなかったように思います。再度、お聞きかせを願えたらと思います。

ホームページの、会議録のホームページ会議録のホームページの掲載についてですが、現在もまだ試行錯誤をやったんだというような、そういう答弁と、次回以降の定例会で議論をすると、課長も他の他町の掲載、ホームページに掲載されている議事録を見られとうと思っておりますが、7月の議事録ですかね、私見せていただいたんですが、かなり去年の10月11月、そこらの会議録と見比べると、もう全然話しにならないほどすばらしいというのか、ちゃんと教育委員会の会議を知らせるということに合致しているような、議事録になっておると私は感じます。

なので、これを早く公開をして、できるだけ住民の中で関心のある方に見ていただいて、やっていくということは、今後のいじめ問題についても地域と連携をするというような、そういうことも答弁されておる中で、当然 1 日も早くやっていくべきことだろうと私は考えるんですが、そこをまあ次回以降にというような、そういう答弁の仕方っていうんはちょっと納得がきけません。そこら再度お答えをいただけたらと思います。あの議事録であったら、どこに出しても問題はないと私はそう感じるんですが、再度答弁をいただけたらと思います。

次に第 2 点目、この件につきまして、教育長から県のいじめ防止基本方針の内容をるる答弁いただきました。しかし現実としまして、昨年 12 月議会において教育長が同僚議員のいじめ問題の質問に対して、教育長は先ほどと同じような答弁をされています。いじめ防止と対応の方策として、日ごろの指導と早期発見、早期対応、どの学校どの児童にも起こりうる問題として、常に注意を払い全職員で対応することが重要と考えている。そのためには、児童生徒に絶えず声かけを行い職員間の情報交換を随時行う。いじめについての訴えや情報があった時は軽視することなく、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、保護者や地域の協力を得ることも日ごろから取り組む。また、いじめ問題が発生したときの手立てとして養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、複数の教職員で情報収集にあたり、管理職への報告・連絡、事実確認等の対応の決定を行う等々ありまして、最後に学校から町教育委員会へも報告を行い指導助言を求めることになっているというような、先ほどの基本方針とほぼ同じような内容のと答弁をしております。しかし、その教育長が答弁をしている時点で、すでに学校現場の水面下ではいじめ事象が起こっていました。そこで今回教育委員会として、私が考えるのは、学校現場がいじめ防止の基本方針等を策定すればそれを教育委員会にまず学校のものを提出させ、実行するようあらゆる機会をとらえ監督することが一番の教育委員会の役割だと思うんですが、そのことについてご答弁ください。

議長
教育

教育長
それでは 2 点目の方から先にご答弁させていただきます。いじめに対する対応につきましては、その時期時期で変わるものではないと思いますので、同様なご答弁になるかとは思いますが、取り組みになるかと思っております。そのような中で、先ほど国の基本方針に基づいて、るる述べられたというようなことだっ

たんですが、これは県の基本方針に基づいてということだったんですが、これは法律に基づいた内容でご説明をさせていただいております。それと学校いじめ防止基本方針をつくったときには、それを教育委員会の方からも実効について徹底させるというお話でしたけれども、そのように考えて対応することで考えております。以上です。

議長
教育次長

長 教育次長

すいません、傍聴者数の数が少ないとは思わないかというまず 1 点目の答弁になりますけれども、美波町になりまして、平成 18 年度から前回の 11 月の定例会での傍聴者数ですが、延べになるんですけれども、これ 42 名です。このうち北山議員さんをはじめ、町議会議員さんが 32 名。一般の方は 8 名、マスコミ関係が 2 名というふうになっております。これが多いのか少ないのかといわれたら、少し判断できないところがあるんですけども、近隣の町村も聞いたことがございますが、近隣と比べるのもどうかと思いますけれども、近隣の町村に比べると人数的には多いのではないのかなあというふうには思っています。ただこれが多いからいいというふうには考えておりません。

それから工夫、傍聴者を増やす工夫ということですが、先ほども申しましたとおり、広報みなみは全戸配布をされております。それから定例会につきましては、毎月必ず 1 回月の月末に開催をされておりますので、周知といたしましては先ほど申しました、みなみ、広報みなみの掲載と掲示板ということで、これからも………していきたいで、日程等の変更があった場合は防災行政無線ということにさせていただきたいと思っております。

ホームページの掲載につきましても、これも繰返しになりますが、もちろん持ち帰りまして、定例教育委員会の方で委員さん 5 名と協議をしたいと思っております。以上です。

議長
7 番 議員

長 北山委員

まず 1 点目の再々質問をさせていただきます。定例教育委員会の周知について、40 何名かですか、それが他町よりも多いというような、そういう答弁だったんですが、基本的に一番聞きたいのは、やはり定例教育委員会を住民の方に見てもらおうと、基本公開っていうことの定例会を、基本公開ということになれば住民の方は見る権利も当然あるということになると思えます。それを広報みなみと月末に開催しておるとということと掲示板、それと変更する場合は放送施設を使って周知をすると、こ

こちらにつきましては、せっかっく変更については放送で周知をしているのであれば当然開催する日にちも放送で周知をすべきでないのかなあと私は思います。そこらのところを教育委員会の姿勢として、定例会を傍聴してもらってという姿勢があるのと、どうかっていう問題になってこようと思いますんで、そこらのところを再度お聞かせを願えたらと思います。

それと会議録のホームページの掲載につきましてですが、これについても、やはり課長個人今の会議録、あれが他の会議録と比べたときに、ほんまに載せて他の会議録と遜色あるんかなあということを課長自身どう考えておるのか、私はもうあれを見たときにかなり進歩した議事録で、どこの会議録と比べても遜色ないと感じとんですが、そういう議事録のレベルが上がってきたということになるのであれば当然、公開をすべきと思いますんで、定例会で教育委員さんに諮ってという答弁だったんで、どうぞ次回の定例会で協議をしていただいて、1日も早く公開をしていただけたらと思います。

第2点目につきましては、教育長の答弁は法律に基づいてというような、ほういう答弁もありましたが、今後やはりきちっと監督をしていくというような答弁であったと私は理解します。私共の文教委員会での報告の中では、一番の問題っていうんは、学校現場から教育委員会にそのいじめ事象のことが報告されていないということが私一番問題点だと思いますんで、そこらのところきちっとやはり現場を監督して、基本方針どおりにやっていただきたいと思いますんで、今後、時代を担う美波町の子ども達のことでもありますんで、頑張って監督をしていただけたらと思いますんで、よろしくお願いします。

第1問については、再度お聞かせを願いたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長
それでは私の方からお答えさせていただきます。広報みなみだけの広報だけでは少ないんじゃないかということなんですけれども、教育委員会に今度、定例の教育委員会はいつあるのというふうな問合せが来たことはございません。それから先ほども申し上げましたが、日が変わったり予定が変わったときには放送をさしていただいております。そのようなところで、講演会のようなもでもないもので、それほど激しく広報も当事者としてもしにくいところがありまして、委員会の所定の文字に残るもので、全戸配布されるもので届けば、それはそれなりの役割を果たしているのではないかというふうには実は考えて、今ま

で対応してきております。先ほど近隣と比べるといけないという部分もあるんですけども、近隣はゼロというふうなお話しも聞いております。それがいいとか悪いとかいう話ではないんですけども、その定例教育委員会を傍聴したいという意味が気持ちというんですか、それがあのかないのかその辺の啓発をしろという意味なのか、啓発をするような内容なのかその辺のところ私共は個人の意思で決める部分ではないかというには考えております。ですので、大きく支障がなければ、現在のまま広報みなみで広報し、あと日付、場所が変わったときには、事前に町内放送でお知らせさせていただくというようなことで、対応させていただきたいというふうには考えております。

議 長
7 番 議 員

北山議員

今、教育長から答弁をいただいたところなんですが、その内容については個人で考えるってところ、私ちょっと理解がしにくいんですが、やはり啓発も含めて教育委員会、開かれた教育委員会ということであれば、そういう取り組みをやっていくべきと思いますんで、よそがゼロだからほれをいいとか悪いとかいってないといいながら、それを答弁にするのはいかにもしているような感じがしますんで、今後頑張ってやっていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

議 長
5 番 議 員

北山議員の一般質問は終了しました。

続いて5番、永本議員の一般質問を許可します。

大変お疲れのところでございますが、防災関連2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

県が7月末に発表いたしました本県の各市町村、南海トラフ連動大地震、それに伴う大津波による被害想定について。最悪の条件では、人口の31%2,400人の犠牲が想定されております。そこで質問いたします、1点目。津波災害発災時、地域で避難ができない高齢者・身体障害者あるいは幼児などのいわゆる災害弱者の皆様の命をどうやって助けるか、災害時要援護者自立支援計画の作成事業等、熱心に取り組んでおりますけれども、これについて真剣な取組が求められておるところでございます。一人の犠牲者も出さない避難計画・避難対策が理想であります。現実には災害は極めて厳しいものと考えおります。

そんな中で私共は、社会で一番弱い人達、自力では絶対に避難できない人達、これを最優先に対策をかかげていくべきだと考えております。本町では179人も避難時要援護者支援者がいなければ避難できない人がおられますが、これの人達を高台の

安全な場所に生活できるように福祉避難所、住環境が他の施策に先じて必要であろうかと考えますがどうでしょうか。以前から町長もその必要性を認められておりますが、それを早急に行う意思があるのかないのか、確認をいたしたいと思います。

近年、西河内・北河内あるいは山河内・赤松、こういった地域で津波浸水被害の比較的少ない地域が、農地の耕作放棄・休耕田が多く存在しておりますけれども、先般国会において、南海トラフ地震対策措置法が制定されました。関連の助成制度も拡充されてくるものと思われます。これらの制度を精査して、活用できれば防災・減災等、耕作放棄田の有効利用という一石二鳥の効果が得られるのではないかと。災害弱者の福祉避難所、これと疲弊化しております農村の活性化、これに取り組む意思がないかお尋ねをいたしたいと思います。

ちなみに、お隣の高知県におきましては、県と関係市町村で防災福祉避難所の建設ということが制度化されていると聞いております。県に働きかけるべきではないかと思っておりますが、本町ではどのように考えておられるかおき聞いたしたいと思っております。自然災害に待たないということをご認識いただきたい。安全・安心のまちづくりを4大公約として上げられている影治町長の所見をお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

議
町

長 町長

それでは永本議員のご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。まず議員がおっしゃられるように、災害弱者の方を非難困難をせずに高台移転へというような考え方は、町も同じ考え方でございます。基本それをまず最初に合弁させていただきたいと思っております。後は手法についてでございますけれども、財源の問題でありますとか、いろんな優先順位がございます。議員おっしゃられたように、弱者についてを最優先すべきでないかということは、南海トラフ巨大地震への対策としては、町も同じ考え方であります。現在大きな事業といたしましては、病院の再編を町では行っているところでございます。それも南海トラフの巨大地震を含めたというようなこともございまして、病院については高台へというようなこともございまして、また防災行政無線のデジタル化、これも先般できあがりまして、今放送等、試験的に行っておるところであります。今後、美波町におきまして、人口の約6割、それから世帯数の約6割が浸水区域にございます。そういった中で、想定されております

2,400 人の被害が起こるということを一人の被害者も出すことなくやりたいというように町も考えております。その 2,400 人もいろんな想定でございまして、いろんなことをすることによって、軽減できるというのは広く記事では出されておられませんけれども、そうなっているところでございます。そういった中でも最後に残った部分というのが、議員がおっしゃられた避難困難者のことになってくるというふうに思っています。高台への移転につきましては、私共は内部的には十分特措法の補助の内容でありますとか、そういったことを調べるために、今月も国の方へ内容説明に伺うことにしております。そういったこともございまして、どこが適地がいいか、また単に高台につくればいいというものではないというのは議員もお分かりのことだろうと思います。基本的にはまちづくり、まちづくりと大きく関連がしてまいりますので、この件につきましては、事前復興計画というのを私共はつくらせていただくというふうに以前に申し上げておりますけれども、そのような中で避難困難者の方のいわゆる住宅をどうするかでありますとか、それから今あるいわゆる福祉施設の中に入っている方もいらしゃいますけれども、家族と避難困難者であっても家族と生活していらっしゃる方もおられます。そういった方々を公営住宅的でありますとか、介護付きの福祉の住宅でありますとか、かたちはいろいろあるかと思っておりますけれども、そういったところへ移っていただくための施設は町で用意していますよと、いうようなかたちをとるのがいいのか、それとも全ての町内会個々にですね、災害を受けたところにおいては今後どのようにまちづくりをすすめるかということをお東北の各地域ではいろんな相談をしながらされております。全体で高台へいこうというふうに決められた地区もあれば、やはり生業もあり、いろんなことあるから私達は沿岸部に住むけれども、敷地をいくらか上げるでありますとか、それから避難場所を併設することによって、それを防いでいこうとか、いろんな考え方があるかと思っております。町といたしましても、基本は最初に申し上げたとおりでございまして、避難困難者の方をどうするかというのは、一番危惧しているところであります。高台への公共施設の移転と伴いまして、そういったことを真剣にやっていっている途中ではございますが、またその議会にご説明なりご提案なりできるところまでは至っておりませんが、そう遠くない時期におきまして、そういったことについて議会に私の方からご説明なり

ご提案をさしていただく時期があろうかと思っておりますので、その時にもう少し詳しい、まあいうたら高台移転も含めた事業計画につきまして、ご報告させていただきたいと思っておりますので、本日の一般質問につきましては、今のようなご答弁とさせていただきますたいと思っております。

議 長
5 番 議 員

永本議員

自席から再問させていただきます。他山の石ということわざがございますが、既に高知県ではこの福祉避難所計画そういったものが既に活動にはいっておるわけがございますから、常に私共は隣接の県の状況というのは、情報を常に把握しておく必要があると思っております。以前にも申し上げましたが、和歌山県においては、海中から直径3mの鉄のパイプを浮上させるいわゆる浮上式防潮堤の建設についての実証実験がこれ成功しておると聞いております。さらに高知県におきましては、次年度26年度に別の方法による400億年の実証実験が計画されております。本県におきましては、鳴門市撫養町におきまして、陸上における治水壁の隆起防潮堤、そういった実証実験が開催されると聞いております。こういったことで、私共は周辺の情報を常に把握しておく必要があると考えておるわけございまして、その点も担当課………ひとつ勉強いただいて、今後のお役にたてていただければありがたいと思っております。1点目の質問はこれで終わります。

議 長
5 番 議 員

永本議員

2点目の消防車庫の高台移転について、これについても以前に消防防災課長に要望いたしました。その後どうなっているのか、計画の進捗状況をお聞きいたしたい。先般、消防防災特別委員会が高知県黒潮町を視察をし、私も委員外ですが参加させていただきました。お話を聞かせていただく中、災害対策に取り組む熱意、実行力、組織力、国県に対する要望活動、住民への周知、説明などなど本町では相当遅れているのではないかと感じております。特別措置法が成立したこの機会に、遅れを取り戻すべきと考えております。課長の見解を求めたいとおもいます。よろしく申し上げます。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それでは永本議員の消防車庫の高台移転につきまして、ご解答させていただきます。以前にもご解答はさせていただいたのではあります。詳細をもう一度ご説明させていただきます。現在、美波町内の消防詰所がある場所で津波浸水区域内にある

詰所は 16 箇所中 13 箇所、区域外は 3 箇所でございます。また、東日本大震災の消防団員の悲劇を教訓として、昨年、美波町消防団では震災対応マニュアルを作成いたしまして、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則と定めさせていただいております。

ご質問の消防車庫の高台移転でございますが、消防団の日常の業務につきましては、日常の火災、及び人命捜索などに対する活動が中心となっております。詰所は緊急性が高く、少しでも早く活動ができる各分団の中心にあるのが通常でございます。津波災害等を考慮したものではありません。また遠隔地津波など、緊急性を要しますが、少し時間に余裕がある場合には、消防車の高台への移動、樋門などの閉鎖作業にも出動していただくことといたしてております。

ただ、今後、現在の詰所が古く、耐震性がないなど、改修・移転を余技なくされた場合、議員のおっしゃる高台への移転も、消防団と協議しながら検討していかなければならないと考えております。以上です。

議 長
5 番 議 員

永本議員

自席から再問させていただきます。町長提案理由で一部、町長から触れられましたが、第 1 問にも関連するところですが、本町にとって非常に重要立場にあるあのサイファーテック吉田社長の会社ですが、事務所の立地する場所が田井老人ホーム跡、これでは非常に津波防災上、極めて危険な場所ではないか。多くの若者が本町発展のために働いておられる田井地区全体の全面的な防災計画が必要なのではないか、誠意のあるお取り組みを求めたいと思います。

さらに先般、黒潮町視察の、続いて私共議会に編集委員会は、高知県の中土佐町を視察させていただきましたが、本年 3 月議会におきまして、すでに議決しておりました 710,000 千円の温泉センター建設計画を津波災害の発生が確実に予測されるとして、議会自ら計画を全面的に見直し、予算全額を取り消すという事例がありました。土佐人かたぎというか、非常に勇気のある決断だったと思います。

昨夜でありましたが、岩手県釜石市では予算不足で危険な場所に実態とはかけ離れた名前ばかりの防災センターをつくり、そこで防災訓練を繰り返した結果、住民がそこを避難所と勘違いをいたしまして、244 名の方が避難をし、その内 205 名の方が犠牲になられたというテレビの報告がありました。補助金目あ

議

てな無理な公共事業は結果的にこのように住民に不幸をもたらすだけであります。今後、町事業を行うについて、慎重な事業に対する取り組みを求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

(時に 12 時 06 分)

12月13日(水)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 議案第69号町道路線の認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長 (議案第69号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第69号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第69号は、原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第70号地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(条例第32号)議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 (議案第70号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 71 号美波町地域の元気交付金基金条例の制定について（条例第 33 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議

（議案第 71 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

影山議員

3 番 議 員

24 年度の予算で創設されて、今年度も 118,000 千円の補助を計上されております。具体的にどのような施設を建設しようとしておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

平成 24 年度繰越事業及び平成 25 年度事業についてでございますけれども、平成 24 年度事業につきましては、繰越事業で農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用した、木岐日尻地区の体験施設、この分に充当、それから消防自動車の整備事業、それからスクールバスの整備事業に平成 25 年度は充当させていただき予定といたしておりまして、平成 26 年度につきましては、当初予算編成のうちに、こういった事業に対象させるかということとは決めさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成 13 ・ 反対 0 ）

「起立全員」多数です。

議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 72 号平成 25 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第72号の説明をする)
議長 説明が終わりました。質疑を行います。
新開議員

12番議員 私から2点ほどお聞きしたいと思います。まず10ページの情報ネットワーク費、備品購入費でパソコンのソフトウェアが悪くなったということで、18,480千円をかけて160台分を買うということで、現在合併前から何年も7・8年も経っていますが、その以前からもコンピューターはずっと買われて、もう何100台という台数になると思うんですが、コンピューター自体も簡単には処分はできないと思いますが、秘密も入っておりますが、どのような処分をされておられるのか、どのような使い方を後その今までの分のコンピューターをされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと14ページの避難路4箇所ということで、どことどことどことこの4箇所かをお聞きしたいと思います。以上です。

議長 総務企画課長
総務企画課長 職員のパソコンの処分の方法でございますけれども、前回平成20年だったと思うんですけれども、その時も処分を行っておりまして、処分につきましては情報漏洩等の防止のために、ハードウェアの物理的破損といえますか、そういった方法により業者により、適切に処分させていただいております。

議長 消防防災課長
消防防災課長 私の方からは、避難路の箇所数4箇所についてご説明させていただきます。まず1ヶ所目が西の地の魚呑の1ヶ所、あと西由岐の八幡さん、東由岐の貴井神社の裏、阿部の天神さんへの登り道、この4箇所となっております。以上です。

議長 他に質疑ありませんか
江本議員

2番議員 一つは12ページの農林漁業体験施設整備事業費に町単で1,500千円積立ということでやられておりますが、これ総工費、総事業は最終的にどれぐらいになるのか、それとこれ事業としてかなり大体的なものだと思うんで、次に運営、維持運営はどのように考えておられるのか、そこのところお聞かせ願いたいと思います。

議長 産業振興課長
産業振興課長 お答えいたします。先ず総額ということでございますが、24年度補正でまず62,295千円を認めていただいております。それで現在、今事業を進めております。それに今回補正をさせて

いただきます 1,500 千円を加えまして、現在進めている事業につきまして、総額が 63,795 千円ということになります。これが 24 年度 25 年度分ということで、後 26 年度分がございまして、現在想定されております 26 年度分の総額が、20,380 千円これ純粋な交付金の対象事業費だけではなくて、今回も同じですけれども、交付対象外が出てまいりますので、その交付対象外も一部見込んで 20,380 千円を現在予定しております。あわせて財源内訳でございまして、この 2 つをあわせると、この現在想定しております合計額が 84,175 千円となります。内、財源内訳でも国費ですけれども、先ほど基金に積み上げています地域の元気交付金、それも含めました現在の想定としては、60,200 千円ということで、国費の率が 71.5% というふうなことで、現時点では想定いたしております。

次に管理運営体制ということでございまして、以前にも多分どこかでお話しをしたことがあると思うんですけれども、基本的には木岐まちづくり協議会に対する指定管理を想定しております。それから木岐まちづくり協議会の中で、誰を核にしてというふうな体制につきましては、現在進めておりますソフト事業などを含めまして、鋭意固めて行くというふうな動きになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長
2 番 議員

長 江本議員

今の説明の中で、国費があって、全体的な金額的に 84,000 千円余りということなんで、ほういうふうな大体的な大きな規模になると思うんで、これを木岐まちづくり協議会という会の方に全部お任せするというので、理解してよろしいんですね。後、やはりこれだけの事業になれば、なかなか維持運営に関してかなり厳しいものが出てくると思うんで、そういう場合に町がバックしなければならぬ施設ってということも考えて行くということに感じられるんですが、どういうふうな将来的にちゃんとした経営運営いうんが必要になってくると思うんで、そのところは十分配慮して、進めていただきたいと思います。

次にもう 1 つ、これは 14 ページですが、総合安全な防災基盤整備事業の中で、避難タワー、東町と中村という説明がありましたんですが、どの周辺なのか、詳しいところが分かたらお願いしたいんですが。

議長
消防防災課長

長 消防防災課長

失礼いたします。上からの航空写真があるので、また後で見ただけであればと思います。ちょっとどこって言葉で説明しに

くいところがありますんで、すいません。よろしくお願ひします。

議 長 小休いたします。
(時に 9時56分)
(小休中)
(時に 9時57分)

議 長 再開いたします。
永本議員

5 番 議 員 町長にお聞きしたいんですが、赤松ヘリポート、それから現在あります日和佐高校跡地のヘリポートなんですが、これ航空機が事故を起こした場合、不測の事態が、そういう場合はどういふふうな保険とかそういうことをされておるわけですか。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 お答えいたします。この分、飛行機がもし着陸とかそういうかたちのもので事故を起こした場合、それは運行会社の責任になります。うちのヘリポートにつきましては、それはお貸しするだけであって、こちらが責任を持つものではありませんので、そちらの運行会社の責任となると思っております。

議 長 永本議員
5 番 議 員 何かそういう契約書とか、そういうものがある訳ですか。航空会社と。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 運行会社からの使用願がでてきまして、こちらの方で許可を出すというかたちになります。

議 長 永本議員
5 番 議 員 そういうことでなしにですね、そのもし不測の事故が起きた場合に、それを航空会社が負うんだという、そういう契約書がある訳ですかという。

議 長 消防防災課長
消防防災課長 詳しくは後で説明させていただきます。

議 長 他に
中川議員

1 番 議 員 12ページの農林水産費のところの委託料なんですけれども、今年から住宅密集地について地籍調査をはじめたわけで、だと聞いておるんですが、どれくらい進んでいるんでしょうか。

議 長 建設課長
建設課長 地籍調査のことでお答えいたします。平成25年から27年の3カ年をかけまして、現在一番最初の地区であります赤松の新発

谷地区と由岐湾内の西由岐と港町と西の地の一部、それと日和佐浦の一部、奥河内字本村の一部の地区につきまして、3か年かけて登記まで完了する予定でございます。現在赤松の新発谷地区について、現地調査に入っているところでございます。それで来年3月には由岐湾内と日和佐浦・奥河内字本村、ほの一

部の地区につきましては、地元説明会を行う予定でございます。そういうふうな状況でございます。

議長 1 番 議員 長 中川議員
東北地方で津波で復旧のための用地を取得するために、非常に困るんですね。誰が相続しとんかとか、誰の土地かとかいうんが分からんとね、それで早めにこれをやってもらいたいなあと思って、補正こんなけでいけるのかというのを心配しております。特にほれから車両購入費となっておるんですけども、車両を買うたというか、これからはじめるということですか。

議長 建設課 長 建設課長
25年から始まるところでございまして、車両の購入につきましては、現在ある公用車を使用して現場の方にっておりますが、新たに軽自動車1台を買うということでございます。

議長 9 番 議員 長 他に質疑ありませんか。
岩瀬議員
すいません 14 ページの避難タワーで設計単価のところなんやけんど、場所は桜町と違うんですか。これ今こちら薬王寺の川からいうたら北側の地域やと思うんやけども、今現在、厄除け橋から向こうの桜町地域とかあちらの方に、津波の避難場所が非常に少ないと、向こうの地域の人からちょっと苦情もでますんでね、これってどやって位置でいうものは決めていって、こっちはコミニティホールも避難階段もつけたしするけど、桜町は公民館の方も全然ないし、これってどやって県の津波の浸水域だけでこの避難場所を決めていっきょんかどうかちょっとお願いしたいんやけんど。

議長 消防防災課 長 消防防災課長
今、計上させていただいております測量・設計につきましては東町と奥河となっております。っていうのは、これにつきましては、避難困難地域、日和佐地区では役場前の方が避難困難地域ということで指定されております。先ずこちらの方ということで、協議を自主防災会等々と協議をさせていただいております。

す。桜町の方につきましては、以前から要望は聞いておりますが、ただ土地等々のなかなか適地がございません。それと今回、合同庁舎、国の海上保安庁が入っている場所なんですけど、そのところにつきましては、先般避難階段がつきまして、屋上に避難ができるようなかたちで、それを整備していただいております。とりあえず 1ヶ所できましたので、今後も土地等ございましたら、そちらの方も鋭意避難タワー等々が整備できるかたちで検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 長
9 番 議 員

岩瀬議員

桜町の合同庁舎でない、場所が駅前の方のところへできとんですか。これ私らも自分も知っとらないかんのやけども、これ防災の方のかたのみんなで話し合いをしてこやって決めていきょんですか。一方的にこちらの方の指示で場所とかそういうのはここにしますとかいうようなん、やり方をやっていきょんかどうかをちょっと。

議 長
消 防 防 災 課 長

消防防災課長

適地がなかなかないんですが、自主防災会・町内会とご相談をさせていただきながら、たまたまといいますか、国の方がその事業を使って、それでうちの方でさせていただきますということが、いただきましたので、さっそく国の方が動いていただいた。合同庁舎につきましては動いていただいて、階段を設置していただいたっていう経緯があります。桜町の自主防災会・町内会の方からも昔からそういうふうに避難場所がないというのは重々聞いておりますので、その辺を聞いて県の合同庁舎も、県民局ですね、とかも避難ビルにして今後やらさしていただく予定にしておりますし、そちらも合同庁舎も今度の防災計画ですか、そちらの中でさせていただくようにしております。他もあと日和佐公民館も浸水域からいきますと避難場所になりえますので、そちらも避難場所として活用していきたいと考えております。以上です。

議 長
9 番 議 員

岩瀬議員

この公民館のやつ 3階建てやけども、それ外へ階段を付けて屋上へ上がれるような施設を考えていただいとんですか。

議 長
消 防 防 災 課 長

消防防災課長

今のところは 3階まででございますが、というのはですね、屋上はなんか屋根の関係で上がれるかどうかっていうんが、上がれないということでちょっと聞いておりますので、その辺の補強とかっていうことを、と階段をそれから付けるっていうこ

とも検討してはいるんですが、なかなかそこまでいっていないというのが現状でございます。

議長

他に
北山議員

7 番 議員

私も 14 ページについてお聞きします。まず防災費の地方債、これの内訳をまず教えてもらえますか。

議長

総務企画課長

総務企画課長

防災費の 39,000 千円の内訳ということですか。それと 4,800 千円、これにつきましては、歳入の方でも組まさせていただきますけれども、どの事業にいくらってというのは今ちょっと起債の申請書を持ってませんので、ちょっと内訳まではお答えすることができませんので、後でちょっと説明させていただきたいと思います。

議長

北山議員

7 番 議員

また後で資料をお願いします。

次に防災タワーについてお聞きします。これ場所は後で見せてもらえるということなんで、どのようなものが建つのか、高さあるいは何人ぐらいがいけるのか、そこらのところできるだけこう詳しく分かれば教えていただきたい。

議長

消防防災課長

消防防災課長

実はですね、まだその設計まで全然いっておりません。まず土地、下の何ていうんですか、調査、土地の調査から始めまして、どれぐらいのものが建つかってということもまだ検討ができておりません。いちおう場所的にここがいいのではないかとということで、今、ちょっと議員さん、後ろでちょっと回らせていただいています。そちらの方を検討はしておりますが、まだまだどれだけってということまで詳しくは、これから決めて行くってということになります。

議長

北山議員

7 番 議員

詳しく分かり次第また教えていただけますか。

後 1 点すいません、一般的なことで今後のことについてちょっとお聞かせを願いたいと思うんですが、この美波町防災まちづくり計画、この中に避難場所・避難経路の整備というもんがあります。これを見ますと自主防災組織と共同により避難場所あるいは避難経路の整備を行いますというふうに町は決めております。共同でやっていくということになれば、やはり情報っていうんをまずやっぱりちゃんと提供していただければなかなか共同でやっていくことができんので、今後、各自主防

いろいろ役員会とか、会員の皆さんと話をする機会が多々あると思いますんで、できるだけ議会が、議会に予算が載る前に、できるだけ情報を提供していただけたらというように思います。そこのとことちょっと答弁いただけたらと思います。

それともう1点、備蓄等の準備っていうところを見ますと、備蓄倉庫の整備に対する町の補助金制度としては、津波から命を守る緊急総合対策事業、これは県の補助みたいですね、宝くじ助成事業等があり、自主防災組織と連携を図りながら効率的な整備を進めて行くというようなことに決めております。これもやはり自主防災組織と連携を図って行くということになれば、やはりほの情報っていうんはちゃんとこう自主防災組織に提供していただいて、当然役員さんあるいは会員の人と協議をしていくというようなかたちになってこようと思いますので、それも含めて先ほど言った分と含めて、その情報をできるだけ早く提供をしていただきたいと思います。そこらのところどういう考えてをもっておられるんか、お願いします。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

お答えいたします。自主防災会と協議をしながら、情報を提供をできるだけ早くということで、今までもやらしていただいていたつもりですが、今後も町内会と自主防災会、一応両方に協議をさしていただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長
5 番 議 員

他に質疑
永本議員

防災課長に要望だけしておきます。日和佐公民館を避難場所に指定するというのであれば、液状化現象に耐えられるか、またそれから昨日ちょっと申し上げたんですが、岩手県釜石市のいわゆる事故、これは海岸から1kmのところまで2階建ての防災センターを作って、2階の天井まで水が来たと、2階へ皆が避難しておって逃げれなかったということがあるわけですから、もし避難場所に指定するというのであれば、屋上へ行ける外階段を設計に入れていただきたいと思います。よろしく願いします。

議 長
1 4 番 議 員

他に質疑
松本議員

質疑・お願いということで、この中に6か所備品購入が入っておりますが、大きな金額だったらパソコンとかそういったものは町内業者では無理と思うんですけど、できるだけ町内も疲

弊しておりますので、買えるもんは極力町内業者で買っていた
だきたいと思います。パソコンの中で金額をちょっとはじいて
みますと、だいたい1台が115千円か120千円の間になると
思うんですが、だいたいほれは高いもんか安いもんかちょっと分
かりませんが、質疑といわないかんので、だいたいどれぐら
いの業者を入札を持って行くのか。それだけお願いします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

パソコンの購入についての業者選定でございますけれども、
物品の指名審査委員会というのが内部でありますので、そちら
の方に諮って決めることとなりますけれども、もちろんその中
では町内業者の育成という観点から、そういった入れる業者
については入れさせていただきたいと思っております。

議 長
14番議員

松本議員

結構です。それ以外の小さなもんとか、例えば消しゴムとか
鉛筆の芯とか、そういったもんは極力、全課長さんおいでるの
で町内業者で買えるもんは買ってあげてください。お願いします。

議 長

他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第72号は、原案のとおり可決されました。

程第5 議案第73号平成25年度美波町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

(議案第73号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です

議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 10 時 21 分)

(小休中)

(時に 10 時 40 分)

議長 再開いたします。

消防防災課長

消防防災課長

先ほどの永本議員のヘリポートの件で少し県の方と確認が取れましたので、ご説明させていただきます。まず県の方に確認したところ、ヘリポート自体に保険を掛けているっていうのは、あまり聞いたことはないということなのですが、もし、ヘリコプターに瑕疵があり、事故を起こした場合、これは必ずヘリコプターの方の保険等々で行われるものと思われま。ただし、ヘリポートの方で何かこちらの方に瑕疵があった場合、そういうふうないろいろな補償問題が出てこようかと思しますので、そちらの方もう一度調査をさしていただきまして、もしそういうことが必要であればその検討をさしていただきたいと思いま。よろしくお願ひします。

議長 日程第 6 議案第 74 号 平成 25 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算を (第 1 号) 議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民室長

住民室長 (議案第 74 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 74 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です
議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 75 号平成 25 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議

（議案第 75 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 75 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 13 ・ 反対 0）

「起立全員」です
議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 76 号平成 25 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長
議

（議案第 76 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 76 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 13 ・ 反対 0）

「起立全員」です
議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 77 号 美波町監査委員の選任についてを

議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議

(議案第77号の説明をする)

説明が終わりました。質疑ありませんか。

討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第77号は、原案のとおり同意されました。

小休します。

(時に 11時01分)

(小休中)

(時に 11時04分)

議 長

再開します。

日程第10 議案第78号財産の取得(水源涵養保安林)について、本日、町長から議案第78号財産の取得についてが提出されました。

これを議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第78号 財産の取得についてを議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長

町 長

本日、追加提案をさせて頂いた議案第78号「財産の取得(水源涵養保安林)について」、その概要をご説明申し上げます。

今回、財産購入いたしますのは、山河内字大越107番1他2筆の水源涵養保安林97.496haを熊本県球磨郡あさぎり町在住の犬童卓一郎氏から「とくしま豊かな森づくり事業補助金」を活用して、取得金額10,000千円で購入するものであります。

近年は、木材価格の長期低迷などから、所有者の経営意欲は減退傾向にあり、管理が放棄された森林の増加による機能の低

下が懸念されています。こうしたことから、水源林など重要な森林のうち、地域の豊かな森林づくりに必要な森林を公有林化し、森林が持つ機能の維持増進に資することを目的といたしております。なお、この森林については、町有林とした後、次年度以降、県補助金を活用し、造林が必要と見込まれている約 18 ha について、ケヤキ等の広葉樹とスギの植栽や下草刈りあるいは防護柵の設置等を 5 箇年程度で計画いたしております。

以上、簡単でございますが、町長提案理由の説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 詳細についての説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 (議案第 78 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 78 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願ひます。

(賛成 13 ・ 反対 0)

「起立全員」です。

議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 請願書について議題とします。本日までに受理した請願はお手元にご配布しました請願文書表のとおり、文教厚生委員会及び議会運営委員会に付託しましたので、報告いたします。

日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 14 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 6 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 25 年第 4 回美波町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(時に 11 時 14 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 26 年 1 月 10 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

松本晋児

議会議員

中川尚毅